

平成28年第5回関川村議会定例会会議録（第1号）

○議事日程

平成28年12月8日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 委員長報告
 - 第 6 報告第 6号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）
 - 第 7 議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第10 議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 第11 議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第12 議案第77号 関川村税条例の一部を改正する条例
 - 第13 議案第78号 平成28年度関川村一般会計補正予算（第5号）
 - 第14 議案第79号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
 - 第15 同意第 2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 発議案第1号 関川村における高病原性鳥インフルエンザにかかる防疫活動に対する感謝決議

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 6号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について)

- 第 7 議案第 7 2 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 8 議案第 7 3 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7 4 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 7 5 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 1 1 議案第 7 6 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 1 2 議案第 7 7 号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度関川村一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 1 4 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 5 同意第 2 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 関川村における高病原性鳥インフルエンザにかかる防疫活動に対する
感謝決議

○出席議員 (10名)

1 番	近	良	平	君	2 番	伊	藤	敏	哉	君		
3 番	小	澤	仁	君	4 番	加	藤	和	泰	君		
5 番	鈴	木	万	寿	夫	君	6 番	高	橋	忠	夫	君
7 番	高	橋	正	之	君	8 番	菅	原	修	君		
9 番	伝	信	男	君	1 0 番	平	田	広	君			

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

村長	平	田	大	六	君
副村長	佐	藤	忠	良	君
教育長	佐	藤	修	一	君
総務課長	加	藤	善	彦	君
税務会計課長	井	上	広	栄	君
住民福祉課長	中	束	正	子	君

農林観光課長	伊	藤	隆	君
建設環境課長	高	橋	賢吉	君
教育課長	稲	家	誠	君
住民福祉課参事	伊	藤	和義	君
税務会計課参事	田	村	久美子	君
農林観光課参事	板	越	昌生	君

○事務局職員出席者

事務局 長	佐	藤	充	代
主 任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回
関川村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、高橋正之さん、8番、菅
原 修さんを指名いたします。

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願
いします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期の日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る11月30日、役場第2会議室において平成28年第5回定例会の運営について、委員及び議会
事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催しました。その協議結果について報告します。

最初に、会期については本日12月8日から平成29年3月8日までの91日間とし、審議日程につ
いてはお手元に配付の日程割表（案）のとおりであります。

まず、本日の会議では会期の決定後、諸般の報告、一般質問、委員長報告を行い、その後、各
議案の上程を行います。

その後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

各常任委員会終了後から14日まで、議案調整、各委員長の事務整理日とし、休会とします。

15日は午後3時から本会議を開き、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行いま
す。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決といたします。

次に、議案の取り扱い等について申し上げます。

報告第6号は、専決処分の報告案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、報告を終わります。

す。

議案第72号から議案第77号は、条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第78号及び議案第79号は、各会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の各常任委員会へ付託します。

なお、一般会計補正予算案件は、産業建設常任委員会へ付託します。

同意第2号は、教育委員会委員任命の同意案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。一般質問の通告は11月24日正午で締め切り、8名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、閉会前までに受理されたものは本定例会中に所管常任委員会において審査をお願いいたします。

最後に議員派遣につきましては、本定例会後、派遣が必要なものは最終日に議長提案とします。以上、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月8日までの91日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月8日までの91日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2、第3項の規定により、平成28年9月分、10月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管しておりますので、ごらんください。

本定例会までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶、並びに行政報告の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成28年第5回定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

まず、報告を申し上げます。11月28日に川北地内の養鶏所で発生いたしまして、連日全国ニュースで流されました鳥インフルエンザについてご報告を申し上げます。

11月28日の夕方、役場にもたらされました情報によりまして、かねてから定めておりますマニュアルを参考にいたしまして、早速村長を本部長とする関川村鳥インフルエンザ対策本部、これを設置いたしまして初期対応に取り組みました。

既に青森県でも発生していることもありまして、国では首相官邸の内閣危機管理センターに情報連絡室を設置し、また農林水産省には対策本部が設置をされました。新潟県でも連絡会議が開催され、高病原性鳥インフルエンザとして認識されて、すぐに夜には米山県知事を本部長とする新潟県鳥インフルエンザ対策本部に切りかえられました。そして、村上地域振興局に設置されました現地本部との連携、また自衛隊の出動もありまして、迅速に、かつ24時間対応により急速に進められました。約31万羽の殺処分は12月2日未明には完了いたしまして、その後の処理も数日で終えたところであります。

村も即日、定められましたマニュアルや訓練なども参考にいたしまして、全庁体制でこの対策に取り組んできたところであります。このように早期に処理完了したことに対しまして、所在しております村といたしまして国、新潟県、自衛隊、村上市などの関係された多くの皆様方に深く感謝しているところであります。

県内には、834万羽の鶏が飼われておりますが、岩船・村上地域にはそのうち402万羽、新潟県の約48%がこの近辺に飼われている養鶏の地域であります。村内には、大規模養鶏場が幾つかあります。また、小規模飼育者も多いことから、一時も早い収束と復活を願っているところであります。また、この全国ニュースによりまして、全国各地から激励の声や寄附金の申し出がある一方で、観光・農業など村内産業を初め多くの分野で悪影響が既に出始めていることから、その屈伏に今後精力的に取り組んでいきたいと考えております。議会におかれましても、28日の深夜に開催いたしました本部会議には、近 良平議長も駆けつけていただきましたほかに、30日の議会運営委員会終了後には、副村長をして概況説明をさせていただいたところであります。

なお、当面の経費につきましては、予備費を充当してしのいではおりますが、さらに精査の上必要な予算につきましては、後日の議会本会議で追加提案させていただくことも視野に入れております。議会の皆様方におかれましては、これらの状況をご理解いただき、ご支援とご協力をお願いいたしますとおせております。

このたびの定例会に提案いたします議案は、専決処分の報告1件、条例改正案件6件、一般会計と特別会計の補正予算2件、人事案件1件、以上10件でございます。追って、上程の際詳細に説明

申し上げますので、慎重ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。9番。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

このたびの鳥インフルエンザに関して、村当局本当に大変ご苦労さまでした。連日連夜24時間体制で当たられるということで、本当に我々頭の下がる思いであります。それで、今村長のほうからも鳥インフルエンザに関して説明ありましたが、これから先のことなんですけれども、今の鳥インフルエンザ、これはどのような流れで収束までもっていくのか。それから、その間村はどういう対応をしていくのか。また、今少し出てきている風評被害、これかなり問題になると思うんですけれども、その件に関して村はどう対応していくのか。その2件についてお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今後の対応についてであります。詳細はそれぞれ担当が説明をいたしますけれども、今回農場の防疫処分、これは完了いたしまして、振興局の対策本部も一旦閉めている状況であります。

また今後の問題点、今村長が考えること、3つほどございます。1つは、該当した農場あるいは同業の仕事をやっている場所がまだ村内にも幾つか同業者があります。その人たちの支援というのが、まず今後のことも含めまして大きなこれからの課題であります。

2番目は、今ほど伝 信男議員からご指摘いただきました風評のことです。既に村の観光関係の業界から、風評の例が幾つか報告をされているところであります。その風評被害を今後どうやって払拭していくか。また、今村といたしましては「いで湯の関川ふる里会」、それから村人会、またふるさと納税をしていただいている村外の方々に風評払拭の状況報告を、今郵送しているところであります。

それから3番目の問題は、環境問題であります。あの農場から今後どのような環境的な影響が来るか、あるいは河川にも影響が出るかもしれません。そのようなことにつきましても、十分これから見ていかなければならない。

以上の3点につきましては、私どもの村独自で進めるというような力はございません。国や県にお願いして、その対処あるいは支援をお願いしてまいりたい、このように考えております。また、関係方面に対しましてのお礼も、村長として必要であると考えております。

以上です。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） じゃあ、私のほうから補足させていただきます。

お手元に航空写真を配付しておるようでございますけれども、農場名は公表できないというふうなことになっているようでございますので、お取り扱いにご注意をお願いしたいと、こんなふうな

思っております。

それから、これから先についての対応でございますけれども、まず12月16日に清浄性検査を県のほうでやるというふうなことになってございまして、その結果を受けて12月20日清浄性が確認されれば、搬出制限区域10キロメートルを解除するというふうなことになっているようでございます。今月の27日でございますけれども、新たな発生が確認されなければ、さらに3キロメートル以内の移動制限区域を解除する。27日のその3キロメートルの制限解除を受けて、県のほうでは現地対策本部を解散する、こういうふうな流れになっているようでございます。

それから、風評被害についてでございますけれども、今のところ確認できているのは米を直接販売されている方が、関川村の名前が入ったものはちょっと使えないという、はっきりしたお断りがあったようでございます。また、ゆ〜むの客の変化についても検証してみたいと思っておりますけれども、例年どおりの流れでございまして、紅葉シーズンを過ぎると人出が減るというふうなことで、ことしも同様な流れで、特に大きな変化はないというふうに私のほうは見えておるところでございます。温泉客につきましても、キャンセルはあるようでございますけれども、まだ十分な精査はしておりませんけれども、例年どおりのキャンセルではないのかなと。はっきりインフルエンザによる、今回の事件によるものだというようなことでのキャンセルはないように伺っております。今後また、精査していかなければならないと、こんなふうに思っております。

村長からも、環境問題の件につきましてお話しございましたけれども、埋設した地点から一番近い沢があるんでありますけれども、この一番近い沢の水を埋設する前に採取しまして、その後の水質の変化について今後チェックしていくという体制をとっているところでございます。

ちなみに、埋設したものでございますけれども、鳥、卵、あと餌ですか、あと防護服。防護服につきましても、自然に戻るような素材になっているというものでございまして、防護服や手袋は埋設していると。鶏ふんについては、そこには埋めていません。鶏舎の中に、消毒して石灰をかけてブルーシートをかけて、今のところ鶏舎内にあると。今後、その鶏ふんの処理についてどうするか、今県と詰めているところでございますけれども、埋設したものはそのような状況になっております。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。

今の風評の件なんですけれども、国道の場所をまだ消毒している、きのうはまだしていましたが、きょうもまだあったような状態なんですけれども、やっぱりあれがあると初めて関川村を通る人が「まだ関川村には菌があるんだな」と、そういうふうな感覚で捉える可能性もあります。そんな形で、あれがいつ撤去されるのか。

それともう1つ、今課長のほうから話しありました埋設した鶏、これ地元の方はやっぱり一番心

配されるんですけども、その後放ったらかしではちょっと今後地下水等に悪影響を及ぼすだろうと。埋設したものの処理を、早めに何とか結論を出していただきたいなど、そういうふうに思います。

その2つ、村の考えをお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 国道におきます消毒ポイントでございますけれども、それにつきましては制限区域が10キロメートル、3キロメートルかかっているわけでございますけれども、その解除がなされない限り撤去はできない。ですから、最短でいきますと27日に何もなければ、消毒ポイントも撤去になるというふうに考えております。なお消毒ポイントにつきましては、この10キロメートル範囲から外に出る車両、養鶏場に行き来する車を対象にしてございまして、一般車両については消毒はしてございません。

それと埋設物についてでありますけれども、まだ未確認な部分はあるんでありますけれども、今後3年から5年の間に掘り起こして焼却処分するというような県の考えがあるようでございます。具体的にいつというのは、まだ決まっていないようでございます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。よろしく申し上げます。

今ほど伝議員のほうからの幾つかの質問があつて、重複する部分がありますので質問という形では控えさせていただきますが、お願いでございます。県・国・村上の地域振興局あたりからの応援で、早急に対処を進めていただいた部分に関しましては、村の職員の皆さんを初め、本当に大変なご苦勞があつたかと思ひ、また感謝を申し上げたいと思ひますが、この県・国の本部が解除され撤退した後というのが、本当に事業所にとつても村にとつても単独での今後の復活作業に当たっていかねばならないというふうに考えますので、これからが本当に一番大事なところになるかと思ひます。我々議会としてもこれを一過性のものとせず、引き続きできることをやり続けていきたいと思ひますので、村当局の方にも今後の対応のほうを、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の定例会招集挨拶、並びに行政報告を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問に入る前に申し上げます。最初の質問と答弁は、従前どおり議員は質問者席にて一括質問し、答弁者は登壇の上一括答弁をお願いします。2回目の質問からは、一問一答方式で行います。

議員は質問席にて1項目ずつ質問し、答弁者は自席でそれに答えるという方法でお願いします。

質問時間及び答弁時間は、ともに20分ずつです。最初の質問を始めてから40分の間に、質問と答弁を終えてください。

それでは、これから一般質問を行います。

質問の通告者は8名であります。発言を許します。

初めに、9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） それでは、質問させていただきます。とりあえず、鳥インフルエンザに関しては村が今後十分な対応をしていくと、そういうふうにいただいたんで、ほっとしておるところであります。

それでは、一般質問。

3月の定例会で、わかぶな高原スキー場の地権者との契約更新についての質問をさせていただきましたが、村はプロジェクトチームを立ち上げ、村長みずから先頭に立って誠意をもって話し合うと答弁されました。スキー場の設備は改修されましたが、運営を継続していくためには地権者の理解が不可欠です。契約更新の都度苦勞している要因は、発生から16年、現在沼集落が抱えている問題にあるのではないかと思います。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1、村長が先頭に立って進めていくと言っていた地権者との話し合い、どのように進めているのか。また、現在の状況はどうなっているのか。

2、村は16年前から沼集落が抱えている問題をどのように捉えているのか。また、どのようにかわっているのかをお聞きします。

以上2点、お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま伝 信男議員からいただきましたご質問にお答えをいたします。

まず第1点は、わかぶな高原スキー場の用地の賃借契約についての地権者との話し合いの現状でございます。わかぶな高原スキー場は、昭和62年12月にオープンいたしまして、ことしで30シーズンを迎えております。スキー場の用地は、地元31名の共有地と数人の個人所有地を借用して始まりました。契約は、民法で20年間を限度と定められておりますので、20年を経過してからは5年ごとに再契約して今日に至っており、来年6月にその期限満了が迫っております。

今後も継続することにしてしているために、昨年12月に私を先頭にいたしまして、関係職員とともに地元に出向き、地権者の皆さんに再契約のお願いをいたしました。ご承知のように、沼の集落は今から12年前の平成16年5月に集落を二分する問題が発生いたしまして、その関係からスキー場の用地につきましても集落問題と全く同じ状況になっております。つまり、地権者が一堂に会して協議

することが不可能な状況にありまして、それぞれに分かれてお願いをしまいいりました。一方からは、村の方針に同意するという意向が示されておりますけれども、もう一方からは幾つか条件が提示されまして、それが解決しなければ話し合いには応じられないということでありました。そのために、その条件を整えるために、今日まで奔走してきているところであります。最近ようやくその1つが完了しましたことから、状況報告を含めて数回副村長らと代表との話し合いを持ちまして、ようやく用地契約の話し合いに応じてもらえる状況になりつつあります。

よって、できるだけ早い時期に私も出向き、関係者の皆さんに村の条件をお示ししまして話し合う方針を決めております。その日程調整をしようとしているこの最中に、11月28日、先ほど報告申し上げました突然村内で鳥インフルエンザが発生いたしまして、出向くことが不可能となりました。よって、この問題も一段落いたしましたので、早急にこれを推進したいと考えているところであります。ご理解をお願いいたします。

2点目のご質問であります。12年前に発生した集落の問題をどのように捉え、どのようにかかわってきたかというご質問でございます。実は、わかぶな高原スキー場に関連しましても、一方からの条件の1つに、「二分している集落を、何とか村長の力で一緒になれるようにしてほしい」と言われております。これが極めて難しい課題でございます。

この集落の問題は、平成16年春の集落総会で、毎年お盆に行ってまいりましたイワナのつかみ取り大会の実行委員会の一員が、離脱したいと表明したことがきっかけで発生いたしております。情報がもたらされましてから、すぐ村は当時の区長から状況をお聞きいたしまして、融和に向けて動いてきておりますが、両者の意見に大きな隔たりがありまして難しい局面になっておりました。

そのような状況の中で、平成16年7月に洪水が発生いたしまして、その対応を進めておりましたが、8月になりまして双方との話し合いを再開しようとしていたときに、一方が裁判によって解決する道を選択いたしまして、今日の事態になりました。当時から、これらの状況につきましては、村議会の皆様に詳細に説明をしてきているところでございます。どのように捉えているかというご質問でございますが、私は大変憂慮すべきことでありまして、一時も早く融和が図られるべきであると現在も思っております。

次に、村がどのようにかかわってきたかというご質問でございます。今ほど申し上げましたように、発生直後から集落の融和に向けて真剣に、また精力的にかかわってきております。両者のご意見には、当初から現在まで大きな隔たりがあります。それぞれの側は、「村は、なぜ自分たちの意見を相手側に伝えて納得させられない」というもどかしさを感じておられると思います。しかし、村といたしましてはそれぞれが大切な村民の皆さんでありまして、各自の意向を尊重して話し合いをせざるを得ません。説得は継続して進めておりますが、なお両方の意向が一致せず、機会をつくるということさえも同意がなかなか得られない状況が今日に至っております。この問題は極めて重

要なことでありますので、今後とも引き続き努力をしてまいります。

以上であります。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 2つとも共通する部分ありますので、2つ一緒にやらさせていただきます。

今の村長の説明、本当に村の今沼集落が抱えている問題に関しては深刻な問題と、そういうふうな捉え方をされているようであります。その中で本当に何で村が一生懸命、今村長が言われるように一生懸命やっているんであれば、ある程度理解は得られる部分あるんじゃないかなという感じがするんですけども、2年か3年前に沼の区長と「俺に任せておけ、何とかするから」と、そういうふうな形で約束されたということも耳にしております。

その中で、村長やっぱりもうちょっと本気でお互い回数を重ねて、何とか今2つに分断している沼集落、小さい部落です。今後もありますので、村長の力で何とかできないものか。それで、約束したのが全然実行されていないと。結局、何回村長中に入って話し合いしたのかわかりませんが、全然そういう話はなかったと。多分、2年前に村長が約束されたと思うんですよね。その後村長、何回くらい沼集落の問題で両者と話し合いしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 何回やったかというような記憶はございませんけれども、職員を派遣して関係者に接触してご意見をいただいたり、あるいはお会いしたときに話しをしたりということは何回かございます。そのたびに、なかなか話し合いの土俵についていただけない、そういうことでありまして、なかなか糸口がつかめない、そういう状況であります。

今伝 信男議員がおっしゃいましたように、当時の区長も再三村長のところへ来られまして、「何とかしてくれ」と。その意向は、一方のほうにも伝えてありますけれども、なかなか話し合いに応じるというようなところまでは行っていない。それを、強制的に話し合いの場をつくるというわけにもまいりませんので、まだ現在見通しははっきりついていない、そういう状況であります。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） 何かあやふやな返事だったんですけども、我々議員としても、正直言って両方の話を聞く場を設けたことあります。その中で、片一方は「何とか1つになりたい」と、もう片一方は「今の現状で結構だ」と、そういう形でなかなか今村長が言われるように歩み寄りが見えない中での動きは大変だろうと思います。でも、やっぱり沼集落というのは1つの集落として、ずっと昔から伝統ある村で存在しているわけですので、できれば何とか今の平田大六村長が現職の時代、時期にもうちょっと力を入れて、少しでも歩み寄りするような条件設定をお願いできないかなと、そういうふう考えております。

沼集落、本当に普通分断しているんであればはっきり線引きできるんですけども、隣同士が反

対者だったり、そういう形で日ごろの生活にもやっぱり結構支障を来している部分もあるようであり、そんな中で、本当に村として1つの集落として扱うのであれば、本気になって両者と対応していただきたいし、またスキー場を今後ずっと継続していくためにも、何とか沼集落の問題にもうちよっと力を入れてかかわっていただきたいと、そういうふうな考えでおります。

本当に、今安倍首相がアメリカの真珠湾、日本が痛めたところへ行く、75年ぶりに初めてお参りするんだと、そういうふうな報道もなされています。何か時間をかければ解決する、時間かけてだけ解決させる問題じゃないと思いますので、とにかく村長、誠心誠意両者に当たって、元通りの集落になるような形で、少しでも歩み寄りを進めてもらえるような努力をしていただきたいと思えます。

村長、今後まずどのような形でまた両者と対応していくのか、それを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 基本的には、私も今伝 信男議員がおっしゃったそのことについて、同感であります。今後とも、私どもはこの問題の解決について手を引いているとか、やめているとかという状況ではありません。これをまとめるために、これからも努力をしてまいりたい。先ほど申し上げましたように、やり方の糸口がまだはっきりついていないわけではございません。しかし、今後とも双方に接触しながら、解決の糸口をつかんでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（近 良平君） 伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。本当に、これからも平田大六村長の仲介役としての力を発揮してもらおうようにお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、5番、鈴木万寿夫さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番、鈴木万寿夫です。今回、また木質バイオマス発電事業について2点質問したいと思います。

1点目、アメリカからの資金の入金がおくれている理由は、H S S E社が開発したという高性能新型エンジンを秘密にしなければならない事情が、その理由ではないのでしょうか。今もって、試作機の実用化試験のデータどころか、試作機が存在すら不明であります。最近のお話によりますと、まだ試作機の製作着手にも至っていないというような情報も聞いております。国内の複数の事業者や研究者が、「あり得ないエンジンだ」と言っていることに村は耳を貸さず、なすべき調査・確認も実施していません。アメリカから資金が来ることが架空のエンジンではないことの証明であるとの村長の答弁がありましたが、昨年12月入金予定の資金がいまだに届いていない。

このようなことから、H S S E社は信用できるような企業ではないと考えざるを得ません。それでも村はH S S E社を信頼して、期限も定めず資金の送金要請を無期限に継続するのでしょうか。

2点目ですが、9月の一般質問の答弁で、村長は「基本計画書は見えていません。そうしたものは、アメリカからの送金と同時に送られてくるものと想像されます」と、一般常識では考えられないものでありました。また、「住民説明会の開催時期は、アメリカからの資金の大半が送られてきた時点である」と言っておられましたが、順序が逆ではないでしょうか。事業の進め方が全く他力本願的で、単なる願望としか考えられません。先が全く見えていないほか、一切の進展もないこの事業に固執するのであれば、本来の目的がいつまでたっても達成できないことは明白であります。

この事業が最悪の事態に至ることも想定して、これから進むべき方向、代替案を含めて再考すべきではないか。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） バイオマス発電事業につきまして、鈴木万寿夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目についてであります。村議会では、去る11月25日に総務厚生常任委員会と産業建設常任委員会の連合委員会が開催されまして、株式会社パワープラント関川の永井伸治社長と株式会社フゲンの赤松系介社長が参考人として出席されまして、事業の経緯、資金調達の状況などについて説明されたと思っております。アメリカのファイナンサー、つまり資金の提供者であります。そのファイナンサーによる資金の準備につきましては、これまでご説明してきましたように事業費が大変大きな金額でありますこと、またこの事業以外のプロジェクトに関する資金も同時に確保しようとしているために、総額が大きなものになっている点があります。このために、極めて慎重なチェックが必要とされまして、アメリカ国内のルールに基づく各種チェック作業に想像以上の時間を要しているとのことでもあります。

関川村以外のプロジェクトは、途中で計画の見直しもあり、その時々で対応を必要としたとも承っております。その結果、現時点では資金の確保に関する書類の写しが株式会社パワープラント関川に届いておりまして、12月、今月でありますけれども、上旬ごろの資金確保に向けて作業が進んでいるとの説明があったものと思っております。

またこのファイナンサーは、本事業で使用する予定のエンジンそのものの製作販売の権利を有する方が代表をしている企業でありまして、試作機、モデル機であります。モデル機による稼働実績があることから、実績や性能の検証は不要ということで合意をいたしております。自身の技術を使って事業展開をするために、自身で資金を準備する形である、このようなためであります。

以上のことから、ファイナンサーである相手方が資金の確保に時間を要したことは、いた仕方が

ない部分も多分にあると考えておりました。現在資金を確保できる時期も示唆しつつ、連絡をとり合っているところであります。無期限にただ待っているわけではありませんので、国内側からもたび重なる送金の要請を行ってきた結果、今申し上げたような段階に来ておると認識をいたしております。今後も、関係者において連絡をとりつつ早い時期の入金を待ちたいと、このように考えているところであります。

2つ目のご質問にお答えをいたします。以前から村議会の皆様、あるいは村民から説明会の場を設けるべきとのご意見をいただいております。資金を得た後、事業スケジュールもあわせてご説明できる状態を待ちまして、そのような場を設けたいと考えております。この事業が地域にもたらす利益、影響を踏まえまして、実現に向けて引き続き取り組んでまいりますので、ご理解をくださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 資金が来るような話なんですけれども、この事業の中で最大の問題点はその新型エンジンが存在しないということに尽きると思います。よって、事業は今もって進展していないのではないのでしょうか。

専門の研究者や、現在稼動しているバイオマス発電事業者が、「あり得ないエンジン」と言っています。私も、いろいろなところへ問い合わせして聞いてみましたが、エンジンは実績のある、信頼性のあるものを使うべきだというような助言もいただいております。本当に、いろいろなところへ聞いてみました。あと、木質バイオマス発電に使われているエンジンの効率は、通常2、30%なんですよね。ところが、このエンジンは発電効率が70%と、通常の3倍と言っているにもかかわらず、国内で採用しているところは1カ所もありません。つまり、信頼性がないというようなことで、採用しないのではないかと。私が聞いたところによりますと、そういうような意見でありました。

それと、このような高性能なものであれば、そのエンジンを開発したH S S E社が広く世界に宣伝するのが普通ではないのでしょうか。それを秘密にしている、そしていまだ試作機の製作にも着手していない。この入金のおくれは、このエンジンがこの世に存在しないことを意味しているのではないのでしょうか。つまり、この事業は実現不可能な事業であるということが、ほぼ明確ではないかと考えるところであります。いまだにアメリカからの資金も入ってきていない、アメリカの投資家がエンジンの検証をして出資するということですが、試作機すらまだ存在しない段階で出資ができるとは思われません。

そこで、村としても木質バイオマス発電の専門家の意見を聞くことで、本当のところはわかるのではないかと思います。村として本事業の関連会社以外の専門の研究者や、バイオマス発電事業者にそういったことを問い合わせたことはあるのでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今議員がご指摘のこのエンジンにつきまして、国内の研究者などに問い合わせたことはございません。このエンジンが、今議員がおっしゃるように資金の送金がおくれているというのは、先ほどもお答え申し上げましたようにこのエンジンの製作が容易でない、そのために資金がおくれているというように考えてはおりません。また、このエンジン自体の試作につきましては、先ほど試作機につきましてお答えしたとおりでありまして、テストの機械がアメリカで動いたものと考えております。このエンジン自体がスターリングエンジンの原理を応用したエンジンと承っておりまして、もともと軍用開発のエンジンで、軍用で使われたエンジンであったということもございまして、その辺のアメリカの事情があるのでないかなと判断いたしております。私は、このエンジンが空想のエンジンではないと考えているところであります。

以上であります。

○議長（近 良平君） 休憩します。11時10分まで。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 村長の答弁では、まだ本事業の関連会社以外の専門の研究者に聞いたことがないと言われておりましたけれども、これぜひいろいろなところにちょっと確認してもらいたいと思うんですけれども、以前村長さんのほうにも私そういった資料も一部お渡しして、「こういうところで聞いた資料あります」というようなことで調査を依頼したんですけれども、その調査結果はフゲンに聞いているわけです。フゲンは「これはあるんだ」と言っている会社ですから、フゲンに聞いても「これはあるんだ」「あるんだ」と言って、結局何か最近の話では去年見せてもらった実験機も、これから使おうとしている実験機ではなかったというようにも聞いております。ぜひ今回、HSSE社と関連するような会社以外の国内のいろいろなバイオマス事業者、そういうところに確認していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま鈴木議員が国内の研究者、そういうところに確認してはどうかというところでございます。そのことについては、私もやぶさかではございません。しかしながら、このエンジンが先ほど私がお説明申し上げましたように、そういうアメリカの軍関係のことで開発されてきた、そういう経緯がございまして、そのような本当の中身について日本の国内の研究者がどの程度それを十分に研究しながら理解されているかというのは、なかなか想像つかないところでは

あります。

また、これと類似のエンジンは、小型の機械で家庭用のものに使われながら普及しているという、そういう事実もございます。また、日本には十数年前からスターリングエンジン普及協会というものができておまして、その方々も日本にどうやってそのエンジンを広げていこうとか、情報交換をしながら進めてきた組織であると承っております。そのような研究会に、一度村の職員を派遣したこともございます。しかしながら、今鈴木議員もおっしゃいますように、なかなか本当の中身は十分に日本の国内にも伝わっていない、それが現状でないかなと考えているところであります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） アメリカの軍関係に使われていたという話ですけども、軍の何に使われていたんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） これは承れば、潜水艦のエンジンに使われたということでありまして。また、以前この村の議会の際にも、ご質問で私もお話しを申し上げたかと思っておりますけれども、日本の国内の潜水艦の企業で、このエンジンを搭載した潜水艦を国外の他国に持っていくというようなことも、新聞紙上で拝見したことがございます。それは、潜水艦が搭載しているエンジン全てにその型のエンジンがついているのではなくて、全体のエンジンの中の数個あるエンジンの中の2割ぐらいのエンジンを使って、浮かんで航行しているときには通常のエンジンを使い、潜行しているときにそのエンジンを使うというような記事が新聞に載っていたことがございますので、あるいは日本のメーカーもそのエンジンを知っているメーカーもあるのではないかなと、そのときに私は思った次第であります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 毎回、村長さんは潜水艦のエンジンと言われますけれども、もう出力が全然違うエンジンですから、それを例に出されても皆さん納得しないと思うんです。とにかく、ほかでバイオマス事業をやっているところ、または研究者に問い合わせ聞いてみる、それをぜひやってもらいたいと思っておりますけれども、それ約束していただけないでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今国内にあります木質バイオマス事業の中で、このエンジンを使っている、そういう場所はないと思います。それは、調査しなくてもわかるとは思いますが、このエンジンそのものについてのコメントは他のバイオマス発電事業者からいろいろ聞き取ることは、私どもも可能であります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） ぜひそういう意見を聞いて、これ本当に実現可能なのかどうかというのを、

確認してもらいたいということです。

続きまして、2点目の質問の再質問になるんですけども、こういった事業を始める前に信頼できるコンサルタント業者に、FF調査とかいうらしいんですけども、実現可能性の調査を依頼して、その結果に基づいて検討して判断するのが普通のあり方であります。関川村の近くの自治体でもいろいろなことをやっているんですけども、皆さんそういうようなやり方をとっております。村として、そうした調査検討をしないまま、無謀と思えるような事業計画を提案し、疑問も持たずに推進してきた結果、労力と公金を浪費する結果を招いているのではないかと思います。実現不可能な事業のために、これ以上の村民の負担を回避するためには、一旦白紙撤回する決断が村長としての急務であり、村民としての最善策と考えます。村民第一の考えのもとに、村民にきちんと説明し、この件に終止符を打つ考えはありませんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 現在の段階では、これを中止するとかというそういう考えは、今のところ持っておりません。今は、先ほども鈴木議員にご説明申し上げましたとおり、これを進めるために今努力を重ねているという段階でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） これを進めると言われましても、まだ実験機・試作機もできていない状況で、これが始まるのは何年先か全く見通しがつかないわけですね。その間に、村が出資したパワープラント関川の負債は永遠に累積していくと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） パワープラント関川ということに関しましては、これは実現に向けてつくっていただいた会社でありますので、現在はその目的に向かって進んでいく、そのために一生懸命努力をしている、こういうことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 以前村長さんのほうから、入金があったら2年で稼働ができるというような話がありましたけれども、現在の状況からして2年や3年で稼働に至るとは全く考えられないんですけれども、その辺まだ金が来れば2年で稼働できると考えておるんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 当初は、そのような希望で私どもも取り組んでまいりました。また、現在おこなっている状況につきましては、先ほどもご説明申し上げたとおりでございます。また、このおこなわれることにつきましても、これまでも議員の皆様方にもご説明をさせていただいておるところでありますので、今ほど申し上げましたように当初は1年ぐらいで実現できるものというふうに考えて

おりました。しかし、これは今長引いても数年たっている。だから、今これをやめてしまうというような中身の進展状況ではないと私は考えております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） あと稼働まで何年ぐらいを考えておるんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今何年というようなことで、ここで皆さん方にお約束するということは、今の状況からして判断できません。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 少なくとも5年6年じゃ稼働できないと思うんですけれども、最低どれぐらいで考えておられるんでしょうか。以前は2年とかというような話でした。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まだ、何年ということはここで申し上げる段階ではございません。それから、永久とかそういう問題ではございませんけれども、これが何カ月後とか、あるいは1年後とかって今お約束できる状況ではございません。アメリカのその会社が資金を今集めながら日本へ持ってくる、またアメリカの政府の機関がチェックを重ねている、そういうふうなことで私どもも関連しているフゲンとかそういう皆さん方にも時期のことを聞きますけれども、いつまでというような返事はまだ正確には来ておりません。こちらの希望とかそういうのは、早急という表現にしか今のところ説明できない段階でございます。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） まあエンジンの実験機もない、まだ試作機の着手もしていない、これじゃあいつまでたってもできる見通しはちょっと立たないような状況なんですけれども、そういう状況でアメリカの投資家が出資するとはもう考えられないですよ。これは、事業というより実験ですね。通常であれば、アメリカで実験して実験機をつくって、試作機をつくって、そしてそれを関川村に持ち込んで稼働試験をするというのが通常のやり方だと思うんですけれども、これは非常に危険な事業ではないかというような不安を村民の皆さん持っているんで、その辺何とか本当に実現可能なかどうかということ、皆さんに説明していただきたいと思うんですけれども。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 先ほども申し上げましたように、エンジンの製作、あるいは設計製作、これが遅れているから資金が送られてこないというようには、私は考えておりません。エンジンのせいではなくて、先ほどもご説明申し上げましたように、この資金の流れの中で遅れていると考えております。したがって、これからエンジンを設計、つくる。あるいは原理から応用して技術に生かして、それからエンジンを製作する、その段階の停滞ではないと私は考えております。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） とにかくエンジンの存在を確認してもらいたいというのと、このエンジンがないのであれば、もう金は来ないんだというふうなことを考えて、ある時期におくればせながらであります。一旦もう終止符を打つ時期ではないかと思えます。本来であれば、もうことし工事にかかっておって、来年は稼動するというような、そういうようなことを言われていて、まだ現在試作機すらできていないような状況では、もういつになるのかわからないというようなことでもありますので、その辺もう一度再調査お願いしたいと思えます。

そういうことで、私の質問を終わります。

○議長（近 良平君） 次に、6番高橋忠夫さん。

○6番（高橋忠夫君） 6番、高橋忠夫です。

村長におかれましては、このたびの鳥インフルエンザの対応、昼夜問わず大変ご苦労さまでございました。また、自衛隊を初め対応に当たられた皆様に、心から感謝を申し上げます。お疲れのこととは思いますが、バイオマス発電事業について2点ほど質問をさせていただきます。ただいまの鈴木議員とダブるところが多くあると思えますけれども、よろしく願いいたします。

1点目は、少しさかのぼりますが、昨年12月に歳入補正、ことし1月の新型エンジンの開発発言、3月永井社長が渡米し詰めの協議、5月末の出納期限、また7月19日の行政報告会では確度の高いメールがあり、7月末の入金情報、9月の定例会に同僚の一般質問においても村長から月末には外国の資金提供者が来村するという情報も聞いています。今しばらくお待ちくださいとあります。いずれにしても、全く確たる事実がなく、何でこんな情報で話をされるのでしょうか。この一連の流れを見ても、それに沿った具体的な進展など全く不透明であります。前置きは要りませんので「誰が、誰」と、今一度情報の確たる入手ルートを教えていただきたい。

あわせて、資金の一部の入金だけでもこれだけの時間と物議をかもし出しているわけですが、残る9割の資金についてはそれ以上の難題と思っております。不可能の一言に尽きると思っております。仮に資金の一部が入金すれば、すぐ工事が可能なのか伺います。

2点目は、住民監査請求の結果が10月20日に公表され、請求は棄却されました。これは常であることは理解しておりますが、住民訴訟の方針でもあることが地方紙に載っております。一方、監査委員から村長への意見要望が出ておりますので、その一部を引用させていただきますと、「監査を通して次のことを意見し、強く要望する」とあり、その中で「平成28年9月定例会において、半数の議員がこの事業に関する質問をしている。このことは、多くの住民が期待と関心を持ち、また不安を抱いているあらわれと考える。住民の不安を払拭するため、早期の実現に一層の努力をするのはもちろんであるが、今までの事情、経緯、現在の状況、今後の方針等をより丁寧な説明で住民に伝えるべきではないか。また、公表の方法も住民の年齢層、情報の受け入れ環境等を考慮し、よ

り多くの住民に情報が伝わるよう検討すべきと思う。また、今までの経緯の事実からして、予想外の状況も発生しないとも限らない。今後も、住民に対してその時々状況に応じた情報を、速やかに伝えることを要望する。村の財産管理については、いかなる状況においても怠りなく所要の措置を講ずること、また貸付金契約は返済期限を延長する再三の変更は望まない」とあります。私も、まさにそのとおりであろうと思っておりますが、この意見要望について村長はどのように思っているのか。特に「返済期限の再三の変更は望まない」との厳しい指摘については、どのような判断をされるのかお伺いします。

あわせて、5年目にして何の進展もないこの事業は、この現実を直視すれば不可能であると思っておりますし、タイムリミットとも思っております。住民にもはっきりした説明をし、中止の判断をしていただきたい。

以上であります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 同じく、バイオマス発電事業につきまして、高橋忠夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目であります。事業の資金調達に関する情報については、鈴木万寿夫議員のご質問でもお答えをいたしましたとおり、使用予定のエンジンの製作・販売を行う企業でもあります米国のファイナンサーの代表者と株式会社パワープラント関川の永井社長、株式会社フゲンの赤松社長が協力して、情報のやりとりを行っております、その都度知り得ました情報の範囲内で、議員の皆さんへご説明をまいっております。

しかしながら、資金の入金に関する情報、特にその時期につきましては直近の情報に基づいてお伝えをまいりましたが、そのとおりとはなっており、大変心配をおかけいたしております。このことにつきましては、パワープラント株式会社の永井社長、フゲンの赤松社長を通じましてアメリカのファイナンサーからおわびの言葉と、あわせて先ほどご質問で申し上げたとおり幾つかの理由があったと承っております。むろん、国内側からはその間にたびたび送金要請を行いつつ、状況の確認に努めてまいりました。その課程におきましても、アメリカ側からは資金調達を確実に実行するとの意見を得ておりますが、実際にはそれらの作業におくれが生じてきているものであります。

当初、財務の専門家に作業を依頼していたものの、途中からファイナンサー自身を中心となりまして資金調達の取りまとめに動き出すなど、急いで資金を準備できるよう努力していると聞いております。資金の一部が入金された場合、速やかに現場の工事が始まるとは考えにくいのでありますが、施設の設計やその他の準備、木材関係など広い意味での着工、これは始まるものと思っております。

2点目のご質問であります、事業の進捗状況につきましては、昨年の村民説明会も含めまして

その時々で議会の皆さんにはご説明を申し上げ、ご意見もいただきながら今日に至っておりますが、監査委員のご意見では多くの村民がこの事業に期待と関心を持ちながらも、不安もまた感じているということで、私もそのとおりに認識をいたしております。その不安が住民監査請求という形であられたものと思います。結果的に、村民の皆さんに不安を抱かせていることにつきましては、大変申しわけなく思っているところでございます。監査委員のご指摘のとおり、今後はよりわかりやすく多くの村民に行き届くよう、情報提供を検討したいと思っております。

また、貸付金の返済期限につきましても、これを再度延長することはないというのが基本的な考え方であります。万一国内、あるいはアメリカの社会情勢、経済情勢の大幅な変化や不可抗力的な理由、事情があった場合には、改めて検討することも必要であるとは思っております。現在の情報では、やがて資金が準備できるとのことです。そうならば期限の前にも返済はされるものと考えております。

この事業の検討を始めてから現在まで、長い時間・期間が経過いたしまして、そのために各方面の皆さんにご心配をおかけしておりますが、村といたしましては林業振興や雇用の促進、それらに伴います地域の活性化を最大の目的として取り組んできたところでありますので、何としましてもこの事業を実現させていきたいと考えております。現在は、運営会社による資金の確保を目前に控えたタイミングでもあり、中止するかどうかの判断をする時期ではない。このことにつきましては、先ほどの鈴木議員にもお答えしたところでございます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） ありがとうございます。

さきの11月25日の常任委員会で、情報提供はPPSの永井社長ということが確認されました。それで、永井社長ということで確認されたわけですがけれども、なぜこんないいかげんな情報提供しかできないのか残念でなりませんし、私も議員として住民に対して大変申しわけなく、責任を感じております。今後は、確実な情報、答弁をお願いしたいと思います。

それで、25日の常任委員会で、永井社長に提出しておりました質問通告の「PPS・フゲン・HSSE社の3社で、どのような約束が交わされているか」の問いでは、「約束は交わされていない」とのことです。HSSE社は現に存在しているかも疑問でありまして、ペーパーカンパニー、ペーパープラントと思えてなりません。工事はできるのか、教えてください。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） いわゆるペーパーカンパニー、これではないと私は思っております。実際資金がまいれば、それは動き出せる、その会社であると私は考えております。もちろん工場建設につきまして、あるいは関連する機械の導入につきまして、そのことについてはフゲンもパワープラン

トも技術は持っておりませんので、国内のしかるべき業者、あるいは機械メーカー、そういうものに発注していくのでないかと私は考えております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それでは、この会社が存在しているのであれば、何州で事業規模とか、例えば資本金等わかる範囲で結構ですので、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） フゲンの資本金などにつきましては、私今何百万円とか、今そういう資料は持っておりませんが、代表取締役は先ほどもたびたび申しておりますように赤松系介が代表取締役社長に就任いたして、私どものところへも再三来られるのもその社長であります。資本金は、後ほど調べましてお答えをいたします。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 今私聞いているのはH S S E社のことで、フゲンは聞いておりません。フゲンは、確か資本金は210万円ですよ。アメリカのH S S E社を聞いているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 失礼しました。アメリカの会社の責任者のことでございますけれども、今手元に資料ございませんので、後ほど資料を見ましてお答えをいたします。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それでは次に、日本の電力会社を信用できないというファイナンサー、資金提供者でありますけれども、そういう人もいたという話を今回の委員会で聞いております。こんなことでは、入金はおろか工事ができる段階ではないのではないですか。お答え願いたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまの話は私は承っておりませんので、そのことについてはお答えすることもできません。ご理解ください。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それは、わかりました。

それから、先ほども万寿夫議員から話あったんですけども、これも委員会の話でございますけれども、12月10日ころまで入金がある旨の話が永井社長からされていたんですけどもね、10日は土曜日でございます。あときょう、あすぐらいしかないんですけども、その可能性はあるんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その可能性につきましても、私は現在まだ考えてはおりません。そのとおり

になってくれればよいがなという望みは持っております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） それでは、2点目関連の質問ですけれども、平成27年の9月に一度返済期限の延長をしております。その期限が来年の9月に迫っているわけですけれども、間に合わなかった場合は監査委員の要望を無視してまで、再三の延長は考えておられるのでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） そのことにつきましては、先ほど監査委員からもご指摘をいただいております。その考え方につきましては先ほど高橋議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 済みません、大幅な変化とかあれば再三のあれも考えられるという話はお聞きしました。ただ、その前の平成27年の9月に期限延長をされているわけですけれども、私法令には余り強くないんですけれども、地方自治法第96条に抵触するのではないかと考えておりますが、村長はどのように解釈されているか伺います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 私は、その条文に抵触するというようには考えておりません。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） わかりました。

それで、またこれも常任委員会での赤松社長からの回答でございましたけれども、「建設資金の投資家との交渉は誰がしているのか」との問いに対して、「ファイナンサーとは直接やっていない」と、PPSとしてはですね。また、「どのような約束が交わされているか」の問いには、「覚書がなされているが、公開できない」との回答であるが、理解できません。どのように判断すればよいのか、教えていただけませんか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） そのことにつきましては、説明を副村長にさせます。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 資金の交渉についてはエンジンを製造する会社、そこから資金提供を受けられるわけですが、その人がどこのほうとやりとりしているかというのは、ある程度永井さんは承知かもしれませんけれども、確たるところは我々は承知しておりません。製造している人たちが金融機関なりファイナンサーとやりとりしているので、製造している人たちがファイナンサーではないというふうに思っております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） どうも先ほどとダブるんですけれども、HSSE社ですか、これがなくて資

金提供者A・B・C・D 4社あるとしたら、その1社だけと交渉しているような感じを、この前の委員会から理解しているんですが。そのPPSがどこの会社の誰と交渉しているのか、ご存じでしたら教えていただきたい。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 私どもは、永井さんを中心に情報を得ておりますので、それによればやっぱり製造しているところ、あるいは関連のところのやりとりを頻繁にやっているわけですが、やっぱり事業を展開するのはHSS E社でありますので、それらを総合しての情報だというふうに思っております。

というようなことでよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） 委員会と赤松社長なんかとの話はちょっと食い違うんですけども、何だかその中で赤松社長はB社と交渉しているような話を聞いておったんです。そこは話をしていると、話を聞きました。それはそれで結構です。

また、その機械の検証はされているかの問いには、ファイナンサーがやっておるのでPPSとしてはやっておりませんと、全くおかしな話ですが、どのように判断すればいいのか教えていただきます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 機械のことにつきましては、先ほど鈴木議員のご質問にもお答えをいたしました。検証は、その機械のメーカーが来てここでやるということでもありますので、当初から検証はそれはしなくてもよかろうという判断で今来ているところでもあります。また、検証のことについても、こちらから話をしても、向こうではそれは中身は明かさないということにしておられます。

以上です。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） そういう話ですけども、機械がないのに検証なんかできるはずがないんですよ。この話は、これでいいです。

その次ですね、村長がよく言われる森林再生、雇用の創出を考えることで今回のバイオマス発電事業をやられることをよく言われています。それだけのことで考えるのであれば、例えば2,000キロワット程度の実績のある日本製の火力発電、すなわち蒸気タービンですけども、これに方向転換するなども1つの選択肢ではないかと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 方向転換をせよというご提案でありますけれども、先ほども申し上げましたように方向転換をする、そういう検討をする、その時点では現在はまだないというように考えてお

ります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） いろいろ今まで、私6回目なんですけれども、このバイオマス発電についての質問ですね。まいたび、まいたび、もう5年もなるんですよね。だから、PPSが村をだますとか、村がどうも私にはだまされているのかいろいろ考えてみて、本当にもうこんな状態で発電事業は不可能だと思っております。私も電気屋としていろいろ40年もやってきたんですけれども、こない加減な計画っていうのはあり得ないことと考えております。もし可能であれば、雇用の創出を考えて村を元気にするというのを重点に考えるのであれば、今言った日本製のあれで十分可能なんですよ。2,000キロワットで私ちょっと計算したんですけれども、ここでは言いませんけれども、32円の単価であれば2,000キロワットで大体通年で7億円くらい入ってきます。それを返済とかあとは雇用ですね、十分20年くらいの期間として返済は十分可能だと思っています。行政がやるということであれば、銀行だって幾らでも資金提供はすると思っております。そのことを進言しておいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。13時まで。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

冒頭村長から、先ほど6番高橋議員への保留の答弁がありましたので、お願いします。村長。

○村長（平田大六君） 先ほど、午前中高橋議員からスターリングエンジンの会社、または代表者のことについてご質問いただきました。資料で知り得たことを、概略報告をいたします。

まず会社でありますけれども、この会社はHSSSE、これは何の略かといいますとハイパーバリック・スチーム・スターリング・エンジン会社というものでありまして、ハイパーバリックというのは強い圧力ということでないかなと私は思っております。そういう会社の名前でありまして、2013年、今から3年前に設立されました。会社の仕事、つまり業種であります、それは蒸気エンジンの製造、タービンあるいはタービン発電の製造というのが会社の業務になっております。本店はアメリカのワシントン州のシアトル市にありまして、工場はルイジアナ州のラファイエット市にございます。

また、代表者のラリー・クナウアーでありますけれども、クナウアー社長は数回私どもの村にも来られまして、皆様方にもお会いしたあの人であります。英語読みでラリー・クナウアーとなっておりますけれども、スペルからみますとラル・クナウエル、これはドイツのスペルでないかなと私は拝察いたしております。クナウアー社長の素性でありますけれども、マサチューセッツの工科

大学、ここを卒業しております、専門は宇宙工学であります。宇宙の工学ですね。それから、近年は軍用に開発いたしましたスターリングエンジンの民間向けの開発・製造の権利を取得しまして事業を開始している、それが素性であります。それがラリー・クナウアーの素性でありまして、現在H S S Eの代表をしております。また、レジャー用の水中翼船、その開発もやった経歴もありますし、宇宙関係の仕事もやっていたという、どちらかと言えば素性から言えば技術屋でないかと拝察いたしております。

また、資本金のほうは私どもわかりませんが、先ほどお話しいたしましたように2013年、今から3年前にこのH S S Eという会社を設立されております。

以上です。

○議長（近 良平君） 一般質問を再開します。8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原 修です。私のほうからは、3点質問をお願いいたします。

最初に、平成28年の施政方針、産業振興について。

国の地方創生の目標の1つは、地方で30万人の雇用を創出することです。東京にある移住相談組織などによりますと、地方への移住希望者が増加傾向を示している中で、最も多い問い合わせは働く場所があるかどうかということになります。また、「村の若い人たちが村内に定着していただくにも、働く場を準備することが重要な要素の1つであります」とあるが、村がこのことに具体的にどう取り組んでいるのかを伺います。

2点目、イノシシ対策についてであります。

村では、ことしに入りイノシシによる田畑の被害が相次いでおり、繁殖力の強いイノシシは増えるばかりで、田畑への被害が懸念されるところであります。緊急な対策が必要だと思いますが、村の対応を伺います。

3点目ですが、村長選挙について。

来年の12月で、平田村長も任期満了日を迎えますが、次期村長選挙で平田村長は5期目を目指す考えはあるかどうかを伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま菅原議員から、3つのご質問をいただきました。順序に従いまして、お答えを申し上げます。

まず第1点でございます。本年の3月の議会におきまして、平成28年の施政方針をご説明いたしました。その中の産業振興についてのご質問であると理解させていただいております。

村を元気にするために、若い皆さんが地元で定着することが大変重要であります。そのためには、生活の基本となる雇用の場の確保が必要であります。そこで、村は具体的にどのように取り組んで

いるかということではありますが、ご説明してまいりましたように今論議をいただきました木質バイオマス発電事業もその1つでありますし、また村内の既存の企業の事業拡大や新規の起業、起業というのは業を起こすという意味であります。新規の起業も重要であります。しかし、村内の事業所の閉鎖や規模縮小など、暗い情報が目立っております。また、雇用の機会の拡大に関する情報があれば、敏速に対応しようとしております。地理的条件や取り巻く経済環境などもありまして、具体的なよい情報は現在少ない状況であります。今後も、雇用の確保に努めてまいります。

2番目のご質問のイノシシの対策でございます。

村内での有害鳥獣は、猿・熊・ハクビシン・カワウなどがありますが、近年イノシシの目撃情報や被害が報告されるようになりまして、猟期内に捕獲された事例も発生しております。平成26年には七ヶ谷地区で2頭、また翌年の平成27年には同じく七ヶ谷地区で4頭、九ヶ谷地区で1頭が捕獲されております。村では、毎年春の区長会議におきまして有害鳥獣出没記録用紙、つまり近辺の有害鳥獣類の情報であります。これを区長の皆様方をお願いして被害の実態を調査しておりますが、データがなかなか集まらないというのが現状でございます。

対策といたしましては、本年7月にイノシシ用の捕獲檻であります。これを1基購入いたしまして、猟友会をお願いして被害情報のあった久保・大石・沼の3カ所に設置をいたしましたが、捕獲された実績は現在ございません。イノシシは承れば大変臆病な性格で、警戒心も強くて、犬に匹敵する臭覚を持っていると承っております。なかなかおりでは捕獲されにくいと聞いております。今後も、先進地や捕獲事例を調査しながら、対策を講じたいと思っております。まずは、来年度もこのおりの購入を検討いたします。

なお、村では例年11月15日から翌2月15日までの猟期以外にも、有害鳥獣捕獲許可証を発行しております。イノシシなどの有害鳥獣を通年で駆除できるようにしているところでございます。イノシシは主に昼間に行動する動物であります。夜間も活発に活動をするために、被害報告はありますものの目撃した情報は少なく、当面の駆除対策として猟友会では足跡の残りやすい2月15日までの狩猟期間以降に被害情報のあった地域を選定いたしまして巻狩、これを実施する予定であります。イノシシは繁殖力が大変強くて、通常4月から6月までの間に4頭から5頭を生むと承っております。巻狩の状況や実績を判断して、今後は定期的にまた計画的に駆除対策を講じたいと思っております。

3点目のご質問であります。村長、私平田大六でありますけれども、来年もまた村長になりたいという意思があるかどうかということの、その意思を発表するのかというような、きょう発表するのかというようなご質問であります。私の進退のことにつきましてご配慮いただきまして、まことにありがたく感謝をいたしておるところであります。現在の段階では、まだ皆様方に申し上げる時期ではないと考えております。理由といたしましては、今緊急の課題が幾つかございます。私村長

といたしまして、自分のことにつきましてまだそれをきちっと整理をしながら考える、現在そのまだ余裕がないというような現状でございます。いずれの時期にはお話しをしなければならないとは考えておりますけれども、きょうの時点ではそれを十分に吟味しながら考える今余裕がございません。まことに申しわけないのでありますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。ご配慮に感謝をいたします。

○議長（近 良平君） 菅原さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。

最初の質問でありますけれども、これは大変難しい問題ではあると思いますが、ぜひ見える形でこのことにもはっきり若者を残す、また村に雇用をつくっていただくという観点を住民にわかる形で進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目でございますが、今村長のほうからるイノシシについてのご説明がございました。イノシシといえば、今まで関川にいなかった動物なんですね。今なんだかんだと、檻をつくったらどうだと言ってみても、イノシシの生態もわからない、何もわからない状態で、いろいろな策を講じようとしてもちょっと無理だと思うんで、やっぱり専門家をきちっと呼んでそういう話を聞く、そういう場を設けるのも大事ではないかなと思っておりますので、ぜひ専門家を、詳しい方がおりますので呼んでいただいて、そういうイノシシに対する認識を皆さんで共有していただければなと思っておりますので、この辺もひとつよろしく願いをしたいと思っております。

先ほど猟友会にお願いするということがございまして、本当に猟友会でわなをしかけてもなかなかわなにかかってくれない。もう賢くて、人間のおいがすればもうそんなところには入らないし、近づきもしないんですね。本当にわなに仕掛けるというのは大変難しい状況だと思うんですが、その辺の認識もまだ我々は持っているわけではないんで、その辺もしっかりまた勉強していきたいと思っておりますし、また猟友会にお願いする、猟期は2月15日で終わるんですが、その後にできればすぐ許可をとっていただいて、恐らく猟友会で駆除できるのはわずかな雪のある3月の半ばころまでしか対応できないと思うんですね。そこを何とか猟友会にお願いして、ただ猟友会も高齢者が増えてなかなか大変な状況ではあると思いますが、ぜひ今までやってきたOBの方とか若い方もおりますので、そういう人たちにもせことして参加していただけるような状況をつくっていただいて、何とか農家が始まる前に、雪の消える前に対策を講じてもらいたいなと思っておりますので、その辺2点をお願いしたいと思っておりますが、このイノシシ対策についていかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ご指摘、大変ありがとうございました。今ご質問いただきました菅原 修議員も、専門家の一人と私は考えておりますので、また今後ともご指導賜りたいと思っておりますし、またそういう専門家もどのような方が研究されているかも、その辺のところも私どもも県ご当局などと

相談しながら進めてまいりたいと考えておりまして、ご指摘ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 菅原さん。

○8番（菅原 修君） じゃあ最後の村長選挙についてですけども、今のところ明確にされていないということですが、それではその判断をされるのはいつごろと考えているのか伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今回ここでいつごろという考えは、今はっきりまだ私も決めてはおりません。しかしながら、ご承知のように私の現在の任期は今からずっと見ますと1年を切りました。また、これは菅原議員がご指摘のように、選挙ということもあります。選挙にまた立候補される方のご都合も考えれば、余り間際の私の意思表示ではこれは申しわけない、そのような考えもありますので、今後後援会の皆様方ともご相談しながら、その時期も決めさせていただきたいと考えております。きょうの時点で来年の何月とか、そういうことは現在のところ、そのことについてもまだ考えが及ばない段階でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 菅原さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（近 良平君） 次に、4番、加藤和泰さん。

○4番（加藤和泰君） 4番、加藤です。よろしく願いいたします。私のほうから3点質問をいたします。

まず1点目ですが、関川中学校部活動の将来像について。

少子化による部活動の存続問題（特に団体競技）につきまして、これまで何度か質問してきました。例として、陸上部新設についてお聞きしたところですが、その後の考えを再度伺います。また、全ての種目を含めた関川中学校部活動の将来像を、どのように考えているか伺います。

2点目、道の駅周辺の施設整備について。

現在、関川村で一番人の出入りが多いのは、国道113号線に面する道の駅ではないかと思えます。例えば、観光協会、商工会、管理公社など村内の観光に関連する団体を1つの建物に集約し、観光案内所を設置するなど効率的に観光振興に取り組むような考えがあるか、伺います。

3点目、新規起業者への創業支援について。

関川村で新たに起業したいという事業者（個人・法人を問わず）に対する、村独自の支援策はあるか伺います。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） ただいま加藤議員さんからいただきました質問にお答えします

部活動は、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育み、自己有用感や自己肯定感を高める価値ある活動だと認識しており、学校教育の一環として教育課程と関連が図られ、地域の人々の協力、社会教室施設や社会教育団体等の各種団体と連携して行われるべきものと考えております。しかし、少子化に伴う生徒数や教員数の減少、教師の多忙化、生徒や保護者の価値観の多様化など、学校や生徒を取り巻く環境が大きく変化しており、部活動を実施する上でさまざまな課題が生じています。

その1つに、部員数や教員数の減少の中での部の設置と廃止があります。部の設置・廃止の権限は校長にあります。今後一層家庭や地域と連携して、その地域の特色や願いを生かした運営が求められます。そこで、例年行われているスポーツ少年団各種目代表者と小中学校の校長先生、青少年育成村民会議会長とのスポーツ懇談会に顧問や保護者の代表も加わっていただき、より望ましい部活動や村のスポーツ環境のあり方について協議してまいりたいと考えております。

なお、陸上競技につきましては、村がマラソン大会や駅伝大会を長年実施し、それを大切にしてきた経緯から、今後一層小中学校の陸上競技力の向上と生涯スポーツへの関心を高めたいと考え、平成29年度初の人事異動において県教育委員会の公募制人事を活用し、陸上協議の指導力と意欲を有する教員を募集したところです。たとえ応募がなくても、小中学校とこの方向性を踏まえた教育活動が展開されるよう、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 続きまして、2点目・3点目、村長にいただきましたご質問にお答えをいたします。

まず、2点目の道の駅周辺の施設の整備についてでございます。道の駅周辺は、村内で一番人の動きが多い場所でございます。この有効活用についてご質問いただいております。

道の駅関川は、ゆ〜むだけでも年間に約16万人の利用がございます。そのほかエリア全体になりますと、数十万人になります。現在、ちぐら館、あいさい市、ゆ〜む、ど〜む、の〜む、桂館、交流施設などがありますが、さらに村の産業団体の事務所などを集約して、村の産業関連の拠点にして、その相乗効果を期待したいと考えております。

また、農業とも関連づけ、6次産業への取り組みも助長させる必要がございます。道の駅周辺には近年取得いたしました村有地がありますので、産業会館のような施設を設けまして、観光協会、温泉旅館組合、自然環境管理公社、それに商工会など村内の産業諸団体を集約して有機的な関係を構築して、それぞれ連携して活動したら、より効率的な期待ができるのではないかと考えております。

現在、関係者で検討を進めております。関川村観光協会事務局の独立という課題の前進ということもございます。それには、各団体それぞれにお考えがあると思われまますので、そのご意向も確か

めなければなりません。人口が減ってきまして、各団体の会員の減少もあります。また、村の経済規模が一層このために縮小されます。それらも見据えた取り組みが、早急に必要なのであります。施設の建設につきましては、昨年3月に村議会の同意をいただきました関川村過疎地域自立促進計画、この計画にこれに近い構想で盛り込んでいるところでございます。

次に第3点目のご質問、新規起業者への、起業というのは先ほどお話し申し上げました業を起こすということですが、その起業者への創業支援について少し長くなりますけれども、お答えを申し上げます。

人口減少や、あるいは事業所の数が減少している中で業を起こす、このことの促進は村として進めたい事業の1つでございます。村では、平成22年度から村税のおよそ1%を財源といたしまして、「キラリと光る地域活性化事業」を実施してまいりました。これは、商品開発や事業の創設など、新しいビジネス、起業、これも業を起こすであります。起業を行う上でのきっかけづくりとして創設した補助金であります。選択された事業の中には単発的イベント事業などもありましたが、商品の開発事業や新しい事業を展開するための試験的な事業も幾つかありまして、現在もそれらが基礎となって事業が行われておりまして、一定の効果はあったものと考えております。

また業を起こす起業に関しましては、そのほかの補助金を活用したものや、自己資金のみで新しく事業を始めているケースもございます。村といたしましては、大変このことはありがたく歓迎いたしているところでございます。

ご質問の新規起業者への創業支援についてであります。今年度の「キラリと光る地域活性化事業」補助金につきましては、起業に特化した形で募集を行いました。問い合わせは幾つかありましたけれども、正式な申請はございませんでした。そのような状況ですので、起業希望者に対しては新潟県が設立しております広域財団法人にいがた産業創造機構、いわゆるNICOであります。N・I・C・O、このNICOという略称で呼ばれている組織であります。そこでさまざまな起業支援のメニューがございます。あるいは、各種金融期間でも起業支援のメニューが用意されておりますので、金融期間あるいは商工会とも連携を図りながら、そういったものも紹介することにしております。また、地元の村上信用金庫とは昨年の9月に地域活性化に関しまして協定を結ばせていただきました。このことも、今のお話の一端になろうかと思っております。

起業と申しましても、一朝一夕になし得るものではございません。しかし、村といたしましては村民による起業、あるいは村外から移住しての起業、いずれにいたしましても大いに歓迎して支援してまいりたいと思っております。例えば、インターネット回線を利用した仕事は広いスペースも必要とせず、アイデア次第ではこれがビジネス展開できる場合もございます。そういった事業を展開できる場所、あるいは試験的にそういった事業を関川村で行ってみたいといった場合のお試しのビジネスの拠点につきましても、遊休施設を活用して提供できるようにしたいと考えております。

し、起業することのハードルを低くするための勉強の機会なども、金融機関や県商工会などとも情報を共有して取り組みたいと思っております。

ご質問くださいます、ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

まずは、1点目の質問につきまして教育長にお聞きしたいと思いますが、今ほどの答弁の中で平成29年度から陸上競技のほうに精通した職員さんを募集されているようなお話だったんですが、つまりは陸上部の新設についても検討なさっているということでしょうか、お聞きします。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 陸上部の新設ということではなくて、小中連携して陸上を頑張りたいという子供たちを応援したり、あるいは長距離走の競技力を向上させたりするような取り組みについて、総合的に取り組む環境を整えたいということであります。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

質問させていただいた中で、なかなか単独で部活ができなくなってくるということが、これからますます増えていくのはこれ間違いないと思うんですけども、他校と合同部活動ということに取り組む際に、送迎の支援であったり、生徒が希望する部活動になるべく入れるようなそういう取り組みを希望したいと思っておりますので、そのあたりについて考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） どのような支援が必要か、また今後先ほど申し上げましたスポーツ懇談会の中でそういった要望をお聞きしまして、可能な支援をしてまいりたいと思っております。また、運動部に限らず、文科系の部活動も単独で大会に参加できない状況がありますので、それは現在ほかの中学校と合同で練習、あるいは合同で大会に参加しており、大変いい成績も修めています。そういった活動についても、支援していきたいと考えています。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

次に、2点目の質問に対しての再質問なんですけれども、道の駅周辺の施設整備ということで、道の駅の中央のほうにありますもんじゃ広場というんでしょうか、芝生の広場がありますけれども、あそこについては今後ともあのまま生かしていくようなお考えなのか、大変広い場所でもありますのでもう少し違う使い方を考えるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまご指摘の場所は、盛り上がっている場所のことだろうと考えており

ます。あの場所の使い方についても、私自身がいろいろ今考えの中に持っているところであります。まず、道の駅のあのデザインは、現在私どもが使っている考えとは当初違ったデザイン構造でありました。ご承知のように、バイパスに向けて大きな塀がありまして、あの塀の内側の庭という感覚であの盛り上がった場所がありまして、そのものの本門は渡辺邸が中心である、そういうデザインと承っております。したがって、渡辺邸の中には内庭がありまして、その外に資料館があって、またその外にあの庭があって、そこに塀があって、そのはるか向こうに背景として湯沢山があるという、そういう当初の構想であったと承っております。

その後、あそこへゆ〜む温泉ができてから、車がたくさんとまるようになったり、「この塀の奥に何があるんだ」というようなところから、商工会の皆さん方とも相談しながら、ようやくあの塀をまず取ってみた。そうしましたら、その奥にまた別なものが見えてきた、そういうような状況が今ございます。その塀を取る際に、レイアウトも含めまして検討いたしました。その後、道の駅の前の道路、これを何とか下関集落の中にある商店街のほうへお客を誘導しようと、そういうような考えから、あのゆるいカーブの道路をつくって水車小屋の前から出るというようなレイアウトにいたしましたのが2回目のデザイン変更でありました。

その後、今の人の動きを見ていますと、やはりゆ〜む中心というふうなことで、下関の集落の中に入ってくるのは重要文化財を見学する、それから食事の場所に来る、そのぐらいのところでは今の動きがとまっているのでないかなと考えております。じゃあ、あの丘はどういうのかといえば、かなり大量な土を盛った場所でありまして、取るにはあの土をどういうふう処理していかうとか、そういうところも考えなければなりませんし、現在大勢のお客様が集まっている状況の中では、あの場所は十分な活用はなされないという認識は私も加藤議員と同じに持っておりますので、いずれ総合的にあれを今度は考えていかなければならない、そんなように今考えております。これには、先ほども申し上げましたように商工会の皆様方、あるいは産業をやっておられる方、あるいは観光の温泉旅館を運営されておられる方々の総合的な考えをお聞きしなければ、なかなか一方的な判断ではできないかなと考えておるところでありますので、またその節は活発なお考えをご指摘いただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

関川の道の駅なんですけれども、県内のバス会社の乗務員さんに聞いたところ、国道113号線を通行するバスツアーのときに、参加者から「関川村の道の駅に立ち寄ってほしい」という要望が大変多いんだそうです。私も、「どういったものを購入するんですか」と聞きましたところ、あいさい市やちぐら館を眺めて、野菜であったり村の特産品を購入するツアー客が多いようです。ですので、その辺せひ道の駅周辺をさらに整備いただいて、観光振興に努力いただければというふうに

思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3点目の質問についてなんですが、村長からもお話しありましたとおり、今若い人、いろいろなアイデアを持ってさまざまなビジネスを考えている方もいらっしゃるんじゃないかと思ひますので、そういった方たちの創業支援に、ある程度一定の要件を満たせば何らかの支援をいただけるような取り組みを検討いただきたく思ひますので、よろしくお願ひします。

私の質問を終わります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 3点目のご指摘でありますけれども、その点につきましても取り組んでまいりたいと思っておりますので、またお力をお借りしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。よろしくお願ひします。

会議冒頭村長からもお話しありましたように、このたびの鳥インフルエンザ事故の関連の関係各位の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、事態の収束にご尽力いただきました当局、村長初め職員の皆様のご苦勞をねぎらいたく思ひます。お疲れさまでございました。

それでは私の質問、前回9月の定例会での一般質問に引き続きまして、関川村の農業振興という点について質問をさせていただきます。

前回、私のほうで質問させていただきました松平畜産団地の村外業者の事業計画というところの話でございます。その後、農場の事業計画、経過、進みぐあいと、それを踏まえた当局のお考えをまず質問をさせていただきます。これが1点目でございます。

2点目、今回の村外の業者の計画と、今後の業者が進出する、もしくは進出をしない、両方のケースでの松平の畜産団地の将来のあり方というものを、村長に対してお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま小澤議員から、松平畜産団地に関連するご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず第1点は、松平畜産団地に村外の業者が立地したいということについての現状と、その計画に対する村の考え方でございます。

松平の畜産団地は、村が施設を整備して、条例を制定して管理しているという形の施設であります。その施設の使用は、条例の規定によりまして村内に居住する者という条件がありますが、このたびの話は村外から大規模な養豚施設を立地したいという申し入れでございます。松平畜産団地は、用地を地元から借用して建設し、施設の運営を始めております。そういう仕組みになっております。

それ以来臭気、においでありますけれども、臭気や汚水などで地元集落から苦情等改善が求められてきております。現在も、施設の老朽化もありまして、その臭気の軽減などの対策が一層必要になってきております。大規模な養豚施設の立地には、それと並行して地元の理解を得ることが最大のポイントであると考えております。そこで、地元松平集落への計画の説明会を開催し、集落内の意向を集約していただいておりますが、厳しい意見もあると聞いておりまして、まだ大規模施設の立地を了解するといった状況までには至っておりません。

現在、団地を使用している事業者は養豚業者2社だけになろうとしておりまして、施設の維持が厳しい状況にあります。また、それとは別といたしまして、現在の環境、臭気の公害対策も当然村の責任として改善への努力が必要であります。これには、最新のシステムをテストしてみようと、その準備を進めているところであります。さらに、先進地の視察の計画もしておりまして、地元の集落の皆さんにも参加していただきたい、これを期待いたしているところであります。

次のご質問であります、今回の村外の業者の計画と団地の将来についてでございます。

団地の効率的活用や、新規立地に伴います地元集落と地権者及び村のメリットを精査することも、当然必要であります。メリットといたしましては、村といたしましては雇用の場の拡大や財政的な利点などが考えられます。従業者には、村外からの移住も期待されます。また、現在の公害対策の改善などもあります。これは、村側のメリットであります。そのようなことから、今後ともスピード感を持って地元や関係の皆様方と話し合っ、方向を見定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

まず、今回臭気対策に対する実験、それから県外にあります先進農場への視察の計画というの伺っておりまして、ちょうどこのインフルエンザの事故と重なったためにちょっと延期になっているというところではあるんですけども、この計画がもし集落の方の同意が得られまして、村として進めていった場合というのを想定しますと、今ほどの菅原議員、それから加藤議員からも質問のありました雇用の創出、それから地域の活性、それらがやっぱりなり得るというふうに私も考えております。やっぱり、地元の方の同意というのは当然必要になりますし、理解も必要になってくることと思われま。

ただ、地元の方の中には業者からの話は聞いたと。ただ、村はどんな考えでいるんだろうと、村はどんなふうにしたんだろうというところの疑問が、やっぱり拭えていないんじゃないかというのが私の率直な感想でございます。やはり、村として地元がいいと言うんだったらという考え方はなく、やはりまず精査をしていただきたい。この業者が来ることによってどんなデメリット、どんなリスクがあるのか。そして、今村長が想定されると考えておられるメリット、そしてその先の

ことですね。それをまず精査していただいて、本当にこれを機会といいますか時期、チャンスというふうに捉えていただくのか、1つの案件というだけで事を進められていくのかによって、結果が変わってくるような気がいたします。

今回の養鶏場に発生した鳥インフルエンザの問題にしても、要因というのはやっぱり絞り切れないだろうと思いますし、いろいろな要素が考えられるかと思うんですけれども、1つ大きな問題点としてやはり開放型の農場であったということが大きな点だと思うんですね。今現在、松平の畜産団地における臭気の問題にしても、畜舎の開放型のところ、それから出てくる排泄物の堆肥置き場の問題、それらもいろいろ関係者の方の話を伺ったところによりますと、まず出口をきっちりと問題を解決する。生産、それから入口の前にまず出口を確保する。後の問題を計算してやっていないと、やはり公害問題になっている。全国の公害の事例を見ても、全てそういったことで起きるんだというお話を伺いました。

安全管理、公害対策、いろいろなリスクというのを考えた上で事業というのは進められなければならないんですけれども、何度か話を伺ったところ、まずそこを真っ先に検討いただいているんだという印象を受けました。当局としまして、早急に地元への説明をする前にそういったところをきっちりと抑えていただいて、業者からの説明だけじゃなく、村として「こういった問題点はどうなんだ」「こういったところはどうするんだ」というあたりを詰めた上での地元への説明会をお願いして、「村としてはこういった方向で行きたい」「メリットがこのぐらいある」「リスクとしては、このぐらい回避が考えられる」というあたりを持って、それで初めて地元の方が真剣に考えていただけるんじゃないかなというふうに考えますので、そういったところをひとつお願いしたいというところと。

なかなか言いづらい話かもしれませんが、もうちょっと踏み込んで、戸数が2戸になってしまった松平の畜産団地、将来的にどのぐらいのコストをこれから回収も含めて考えられるのかとか、残った2戸に関しても将来的にはどういった経営状況を検討されているのかあたりも、村として押さえておられるのかどうかを、もう一度質問したいと思います。お願いします。

○議長（近 良平君） せっかく一問一答になったんだから、ぼつぼつ切って質問してもいいんですよ。

村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） ただいま村の姿勢についてご指摘をいただきました。ありがとうございます。

私どもは先ほど申し上げましたように、今回の業者が大変先進的な公害に対して考え方を持っている、そういうふうなことで期待をいたしていたところでもあります。村の処理施設も、先ほどお話し申し上げましたように老朽化しておりますので、それもちょうどチャンスであったかなと考えて

いたところであります。

それから、先ほど申し上げました先進地の視察につきましても、そういうことで視察を前向きに取り組んできたところでもあります。メリットは、公害の防止、これも大きなメリットでないかなど考えておまして、承れば私どもの今従来ここにあるようなものとは、もう時代の経過の中で大変進んだ処理を持っており、そういうように私もそのことについて考えておりますので、取り組んでまいりたい。

今回、私どもがまず業者に現地へ行ってもらったというのは、まず真っ先に集落の皆さん方に業者の考え方を、村をろ過しないでまず生でお話ししていただきたい、こういうふうなことで、まず地元の説明をお願いしたところでもあります。それが、村がなかなか立ち上がってこないけれども、これはどういう考えなのかというようなことで、地元の皆様方に誤解された面もありますので、私どもも次の取り組みを考えて、今の見学などを進めてきているところでもあります。そのようなことで、この問題に取り組ませていただきます。

また、2番目のご指摘でありますけれども、今残っている業者の将来的な考え方については、まだ現段階では承っておりません。しかしながら、近代化の中でかなりの改善の負担もあろうかと承っているところでもありますので、業者が将来撤退する考えなのか残る考えなのかというようなことも、確かめておかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 村長の考えは、しかりと伺えた今回思いました。ありがとうございます。

こういった席で「たれば」の話をするのはいかかかなと思うんですけれども、今回の鳥インフルエンザの事件、あわせてこの新規に畜産団地に進出できるかと問われている業者が進出したとしたときに、鳥インフルエンザって本当に大変な出来事でしたし、例えばこれは責任問題というわけじゃなくて、本当に交通事故みたいなものかなと私考えておりますが、早急な解決と逆転の発想で、関川村ではこういったことをこんなふうによくできたんだという解決を見る。それから、この業者をうまく利用するわけじゃないんですけれども、チャンスと捉えて発展させたときに、畜産振興の村として全国、また世界中に発信できる可能性も私はあるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひとも早急な深い検討をお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。2時10分まで。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 議席番号7番、高橋正之です。よろしくお願いします。

まずは、先般の鳥インフルエンザの対応、村長初め村の皆様、昼夜を問わず大変ご苦労様でございました。

それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、上関・下関地区では災害時の緊急避難場所として関川中学校がありますが、通学路の坂道は跨線橋が狭く、ネックとなっております。過去にも懸案事項として取り上げられたこともありますが、進んでいないのが実情であります。ここで1つ提案でございますが、今公民館の前に駐車場の整備をする工事が進められております。その駐車場から新たな跨線橋を設け、避難道路にすることで、災害時の交通渋滞解消や、高齢者・身体障害者等の弱者が安全に避難できると思っておりますが、その辺のところのお考えをお伺いいたします。

2点目につきましては、イノシシの駆除対策についてであります。今ほど菅原議員からお話しありましておりでありますが、近年その数が激増しているというふうに私も感じておるところでございます。金丸周辺でも出没しているということも聞いておりますし、そのイノシシは隣町の小国町から流れてきているというふうにも聞いております。先ほどのお話の中にもありましたが、繁殖率が非常に高く、7割の駆除をしたとしてもまたすぐにもとに戻ってしまうということであります。そのために、緊急な対策が必要であると考えております。それで、猟友会のほうに駆除を依頼し、村でも緊急の課題として取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

現にある県では、襲われて死亡された者、けがをしてもう半死の状態になっている、そういう報道もされております。村のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 高橋正之議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点、災害時の避難道路についてであります。

関川中学校は村の中心地域の避難場所ですが、平成16年7月に発生いたしました洪水の際に経験していますように、進入道路が昭和42年5月に竣工したJR跨線橋、上関・高台、そして四ヶ字地区からの3つの方向からありますものの、それぞれが車で避難しようとするために渋滞で円滑な避難行動には厳しいものがありました。以前の一般質問でも、跨線橋拡幅についてのご質問をいただいておりますが、今回は跨線橋を設置した道路を新しくつくってはどうかという提案でございます。もちろん、避難路確保についての必要性は十分に認識をしておりますが、村民会館脇に確保した村有地への新設につきましては、難しいと考えております。その理由を申し上げます。

村で進めております村民会館前の駐車場から、関川中学校への跨線橋を含めた道路の新設につき

ましては、道路の勾配の関係上直線で結ぶことが困難であります。道路延長が長くなければ、この勾配は解決できません。また、これに伴い駐車場における道路用地として、かなりの面積が必要になります。その勾配を確保すれば、駐車場の面積が狭くなるということもございます。また、道路ののり線の関係で、隣接する個人住宅への環境にも配慮しなければなりません。したがって、新たな用地の確保がまた必要になってまいります。この道路新設に伴います事業費は、おおむね5億円以上は見込まれまして、財政的には難しいと考えているところであります。

いずれにしても、避難道路の確保は重要でありますので、今後今ある複数の先ほど申し上げました村道を利用して、有効に、また円滑に避難できるような方法も検討したいと考えているところであります。ご理解いただきたいと思っております。

次に第2点の問題、イノシシの駆除についてであります。同じような質問を先ほど菅原 修議員からもいただきまして、またいろいろとご指導をいただいております。専門家のご意見を聞いてはどうかのご提案もありますので、そのようなご提案も含めましてこれから取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

以上であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。勾配が急になって無理だと、金額的にも大金がかかるので無理だというお話でございました。

そのお話の中で、四ヶ字方面からというようなお話もありましたけれども、こちらの方面というのは具体的にどのようにお考えでございましょう。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 四ヶ字方面というのは、現在一直線の農道があります。あれも、この間のときも使わせていただいておりますので、そういうルートもありますので、3方向というのはそれを含めた3つの方向ということになります。

もう1つの方向は、中学校よりも東側の今上関の線路の南側を通るあの道路、あれも3方向の1つに考えながら、避難という場合の計画のルートにしたいということでございます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。ぜひ、そのルートもまた検討いただいて、進めていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

2点目のイノシシの対策であります。先ほど来菅原議員からも言われておりました、村長も言っている檻を増やしてもなかなか駆除には至らないんじゃないかと思われまして、猟友会に何とか駆除をお願いしていただく、また援助していただくということを考えてはいかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 猟友会にお願いする駆除も含めて、先ほどお話しを申し上げたところであります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） 私も議員の研修で、ある長野のところにジビエの研修にまいりましたし、そのときに駆除だけでなく村ではそれを産物にするような考え方はございませんでしょうか。産物というよりも、ジビエにしてもイノシシの肉を活用するというようなお考えはありませんか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） イノシシを活用すると、そういうのは私も今初めてであります、食べ物として活用するという意味合いであれば、猟友会にお願いしながら捕獲をして、それを郷土料理の1つにするとか、そういうことでないかなと思いますけれども、突然のそういうご質問でありますので、私今お答えするのに十分な知識はまだ蓄えておりませんが、何かいい案がありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） わかりました。ぜひともそれをやっていただくために、もう少し勉強させてもらって、村長にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたけれども、何せ繁殖率が高いというようなことで、なかなか農業振興も放棄地を解除せよと、何とか放棄しないでつくってくださいという意向もある中で、このイノシシ対策とか塩害対策とかいうのが必要不可欠な部分がいっぱいありまして、ぜひとも駆除を実行していただくようによろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（近 良平君） 次、2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤敏哉でございます。よろしくお願ひします。

木質バイオマス発電事業に関して、米国企業との信頼関係と融資資金の原資についてお伺いします。6月定例会、9月定例会に引き続き、木質バイオマス発電事業に関連した質問をさせていただきます。

1点目は、米国企業と村側との信頼関係について、再度質問させていただきます。2点目は、米国企業から融資される予定の事業資金の原資についてお伺いします。

米国企業と村側との信頼関係につきましては、9月議会において村長から次のような内容で答弁をいただきました。「資金の送金がおくれているのは事実だが、決して相手方米国企業に融資の意思がなくなったことではない。送金の手続を進めている中で、想定していなかった米国政府機関と金融機関からのチェックが入り、時間を要している。それらの要因を速やかに解消し、確実に送金するとの強い意思表示を得ている。本事業の実現に向けて、関係組織が協力して取り組んでおり、

今後も現在の推進体制を変更するつもりはない」との内容でありました。また、「9月下旬には米国企業関係者が来日し、送金の時期が示されると期待している。そうなれば、事業の進みぐあいを起算できるので、村民に対して説明することができると思う」との趣旨の答弁もいただきましたが、残念ながら米国企業関係者の来日、来村は実現しませんでした。このように、村長からは米国企業との信頼関係は強固であり、何ら不安は抱いておらず、引き続き早期の送金を求めていくとの姿勢を示されているところであります。

昨年、平成27年11月以来数回にわたり、送金の実現可能性が高いとされる時期が示されてきましたが、いまだ実現に至っておらず、1年が経過しました。この9月には、関係者の来日予定も示されましたが、実現しませんでした。平田村長は、民間企業の経営トップを経験されており、取引先との信頼関係の重要性は十分認識されていると思います。通常のビジネスの世界であれば、このようにたび重なる相手側の期待をほごにするような事態が繰り返されれば、信頼は相当程度失墜し、取引停止を決断せざるを得ない事態だと言っても過言ではないと思います。

事業の当事者であるパワープラント社においては、事業収益がないこの間も従業員を雇用し、準備を進めているわけで、運転資金の不足を個人の支援者から短期借入れして運営している実態が、決算書の内容から伺えるところです。一般の民間企業であれば、倒産の時期を既に過ぎているような現状であるパワープラント社を、懸命に運営している現状を見たとき、再三村長が答弁されている強固な信頼関係というものが本当に存在しているのか、甚だ疑問に感じているところであります。いま一度、米国企業との信頼関係についての認識と、その根拠についてお伺いします。

2点目は、米国企業から融資される予定の事業資金の原資についてお伺いします。

事業資金については、米国メーカー企業が調達し、パワープラント社が融資を受けるとの説明を受け、そのように認識しておりましたが、10月20日付で示された住民監査請求に対する監査委員からの監査結果報告書の9ページから10ページにかけての(8)事業資金の送金の内容中に、次のような記載がありました。「ファイナンス側、米国企業側では、本件事業とあわせて複数の事業費を調達しようと動いていたため、また大きな金額が国外に出ていくことになる点について、金融機関だけでなく政府機関からもチェックが入りその対応に追われるなど、当初の想定を大きく超える時間が必要となっている模様であり、現時点において送金作業がまだ行われていない状態である」との内容であります。

送金がおくれている理由は、後段の「政府機関、金融機関からの想定していないチェックが入ったため」との答弁は村長からいただいていたのですが、前段のファイナンス側では本件事業とあわせて複数の事業費を調達しようと動いていたとの内容は、私は認識していませんでした。このことが、事業費送金のおくれの原因だとすれば、米国企業が出資者を募っているが、その出資額がいまだ詰まっていないことが送金のおくれの主因と考えられ、これまでの答弁では送金遅延の理由を十

分に説明されていないと思いますが、村長の見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○村長（平田大六君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、さきの質問にもございましたとおり、資金の準備につきましては昨年11月の合意以降、幾度かのタイミングで近々入金となるという情報を受け、その旨を皆さんへもお伝えしてまいりました。また、資金調達の処理を終えた後、9月末から10月上旬ごろに来村するという情報もありましたが、資金調達の完了までには至らず、来村も延期されることになりました。結果として、資金の確保がなされないままに長い時間を経過している状況となっております。

伊藤議員の言われる取引先と一緒に仕事を進めていく上で、両者の信頼関係が極めて重要な要素であるということは、言うまでもございません。それが失われてしまえば、ともに仕事を前に進めていくことは困難である、私もそのように考えております。このたびの一連の資金調達につきましては、入金に関する情報を受けながらも、それがかなわなかったことは非常に残念でありまして、こちらの期待が裏切られた結果となっております。また、提出されております経営状況の報告内容や、資金入金の見込みが約1年延期していることから、株式会社パワープラント関川の会社運営も極めて苦しい状況であろうことは、容易に拝察されるところであります。

しかしながら、これまでも申し上げてまいりましたように、アメリカの相手方からの進捗状況の報告は毎日のように行われている中で、必ず資金を送るという力強い意思が引き続き示されておりますとともに、資金準備に係る作業を確実に前進させていること、また必要に応じまして関連書類の写しなどの資料提供もあるなど、アメリカ国内での作業そのものも日本側へ連絡してまいっており、真摯な対応を続けていると感じているところであります。

株式会社パワープラント関川の苦しい経営状況が続いている中ではありますが、国内外の関係者が共通の意識を持って、一丸となって取り組んでおりまして、お互いの信頼の関係が破綻したような状態にはなっていないと考えております。関係者には、資金調達の早期の実行に努めてもらい、事業の実現に向けて取り組みたいと考えているところであります。

2点目についてであります。

アメリカ国内での資金の確保に当たりまして、当村のこの事業のほかこれ以外のプロジェクトに関する資金も同時に確保しようとしている、この点につきましてはこれまでもご説明をしてきたとおりでございます。アメリカの企業が出資者を募っているけれども、その出資額がまだ集まっていないので、送金がおくれているのではないかなというようなご質問でありますけれども、相手方からの情報ではそのような資金確保の形ではなくて、投資会社から金融機関を通じて資金を得るものと聞いております。それに加えまして、政府機関からもルールに基づいたチェックを受けていると

いう内容であります。

したがって、単に日本に送金するための資金が集まっていないというものではございませんで、他のプロジェクトと合わせた大きな金額を動かすことになっておりますので、チェックについてもより厳しいものとなっているのだろうと考えているところであります。これまでのご答弁におきましても、表現が多少不足した場面もありますが、混乱を招いた部分があったかもしれませんが、ご理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

先ほどの鈴木万寿夫議員、高橋忠夫議員と重複する部分もあるかもしれませんが、以下一問一答という形でお願いいたしたいと思っております。

まずこの次のと申しますか、入金予定についてでありますけれども、去る11月25日の総務厚生・産業建設合同常任委員会の参考人質疑の際、パワープラント社永井社長からこの12月10日ごろ事業資金の入金の可能性がある旨の説明がございました。村長は、この機会に入金される可能性をどの程度の確率と考えておられるか、お伺いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） どの程度の確率かということは、確かであるとか不確かであるとかというようなことで、お答えすることではないと思っております。私も、パワープラント関川の永井社長の考え方と同じに考えているところでありますので、その確率が何%とか、そういうことではございません。私のところにまいている情報も同じ情報でありますので、永井社長と同じにそれを待っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

入金の可能性については、具体的にどの程度ということは持っていないというお話だったと思っております。仮に今回におきましても、この今回というのは12月10日でございますが、入金が行われなかった場合、村長が米国企業に抱いている信頼感というものに変化が生じることはないか、お尋ねします。先ほど、言葉尻を取るようで失礼ですけれども、お金が入らなかったために「裏切られた」という感情を抱いたというお話もありましたけれども、まだ信頼関係は破綻していないという発言で、以前から見るとその信頼感というものは大分、お聞きするところによりますとトーンダウンしてきたような感じが、今したところでございます。今回お金が入ってこなかった場合、村長の気持ちの変化というものについて、予想でございますけれども、お伺いいたしたいと思っております。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その結果でどのように変わるかというのは、まだ結果になってみないとわか

りませんが、例えばそのとおりにならなくて100%信頼関係が、私の持っている信頼関係がなくなるということはないと考えております。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今ほど、送金が不履行だった場合にどのように感じるかというのは、その時点にならないとわからないという回答だったかと思います。

続きまして、2点目に関してなんですけれども、私はファイナンサーというところ、村長は先ほど今まで説明してこられたということでしたけれども、私が聞き逃しておったのだと思います。その上でお聞きするんですけれども、その関係企業の構図と、それから資金の流れについてなんです、米国企業H S S E社がみずから投資を募っているのか、これは募っていないというお話でしたけれども、募っているのか、またはH S S E社とは別の企業が投資を取りまとめているのかなど、関係企業がどのような構図になっていて、投資された金額がどのような流れでパワープラント社に入金されるのか簡単に、繰り返しになるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 私の認識では、先ほども申し上げましたようにH S S Eの会社が銀行を通じて資金を集めているという、そういう認識に立っております。その先の集め方がどんなふうに行っているかというのは、私は存じておりません。そのようなことでありますので、その銀行から先の集め方というのは承知いたしておりません。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 銀行が投資を募って、H S S E社に融資して、そしてH S S E社がパワープラント社に送金するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） それも含めますけれども、銀行自体がそれを出すということも含めまして、私がわかっていないというところでもあります。スターリングエンジン会社にクナウアーが金を集めている、今銀行を通じて集めていると申しましたけれども、その銀行が自分の持ち分から出すか、あるいはまた出資者を募ってやっているか、その辺のところは私も存じ上げていないところでもあります。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 村民から見ますと、そのお金の出どころというのは非常に興味のある部分であると思いますし、関心のある部分であると思います。まして、今回は補助事業でもなく、起債による事業でもなく、投資を受けてという事業で経験したことがないわけでありまして、加えまして海外の企業であるということで、非常にベールに包まれているといえますか、それだけでも不安を相当抱くと思います。加えて、株主のリーダーであります村長が、お金の出どころをまだ承知していな

いというのは、やはりちょっと情報収集不足ではないかという感じがしますし、やはり先般も永井社長にいろいろお話を伺ったんですが、村長の答弁とは非常に違った内容、踏み込んだ内容も当然聞けるわけですが、もう少し村当局と永井さんとの情報の交換といいますか、同レベルの知識といいますか事業に関するお答えを期待したいと思いますし、今後もまた質問はさせていただきたいと思いますので、そういう一番の根幹である事業資金、特に村民はほとんど経験していないし知らないわけでありますので、そのあたりを十分わかりやすく説明いただけるようにご準備いただきたいと思います。

続きまして、去年の情報開示の件なんですけれども、去年の8月に私も議員に就任して以降、行政報告の形で当バイオマス事業に関する説明会を数回やっていただきました。バイオマス発電事業に関する資料はもちろんのこと、会議次第さえも配付していただいたことが一度もなかったというふうに認識しております。村が通常主催、あるいは関係する会議などでは、資料が全くないというのはよほど緊急の場合でなければ通常では考えられないと思いますし、出席者に対して著しく配慮に欠けているのではないかという感じがいたします。会議次第を初め、資料をご提示いただけなかったというのは、何か活字として残ると後で支障を来すとか、何かそういう意図があったのか。失礼な質問ではありますが、簡潔にお答えいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま、2つご指摘をいただきました。

資金関係についても、村長はもっと勉強せよというようなご指摘でありまして、その点につきまして私もこのことについて勉強したいと考えております。申しわけありませんでした。

それから、2番目の資料につきまして、準備せよということでもあります。現在、資料としてまとめるというようなことがございません。段階にありません。レジュメとかそういうものはできますけれども、きちんとした資料とかそういうものをそろえるような、今段階に来ておらない。前回の議会におきまして、その点伊藤敏哉議員からご指摘をいただいているところであります。わかりやすい資料になれば、これは今まで皆わかっていることではないかとか、そういうふうなことになりますので、現在皆さん方に準備する資料、現在の段階ではまだ準備そろえておりませんので、申しわけございません。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 9月定例会におきまして、事業のこれまでの経過を時系列で説明するような資料であれば、提示もやぶさかではないという村長からのご答弁をいただきました。そのことについてはいかがでしょうか。秘密事項をオープンにしてくれという話ではございませんで、これまでの経過ですとか、今こういうところで時間がかかっているということを、できれば村民目線といいますか、わかりやすいA4ペーパー1枚で結構ですので、そういうものを行政報告とかそういう際

にお示しすることは可能でしょうか、お願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまご指摘の時系列というような資料であれば、皆様方に今までその都度説明してまいっていたものを整理すれば、簡単ではありますけれども作成は可能であります。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） よろしくお願いいたします。

続きまして、今後の関係なんですけれども、来年12月に平田村長の任期が満了となるわけであり、先ほどの菅原 修議員の一般質問におきまして、平田村長の出馬の意向について確認の質問があり、現在はまだ未定であるとの意思を示されたわけであり、過去の私の一般質問の中で、当事業が道半ばで任期切れとなった場合、仮に村長が交代することになっても、それは村にとって非常に重要であり必要な事業であるので、継続して事業実現に取り組むべきであると考えているとの答弁をお伺いしました。

ここで、改めてお伺いします。今後も米国企業からの送金がないまま時間が経過しても、任期満了まで入金を待ち続けるお考えか、お願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今ほど伊藤議員が申されました、私のこの事業と平田大六村長の関係でありますけれども、それはどういう方が村長になられてもこれを引き継いでいくという考えには変わりはありません。また、この事業の達成のために来期も立候補するのかなというご質問の意味合いだと考えておりますが、そのことも含めまして現在そのことを考えるというよりも、今あるいろいろな問題、木質バイオマス事業だけではなくて緊急な問題に今取り組んでいるところであります。私の進退にまでどうしようかと考える、自分としての余裕を持っていないという状況をさっき菅原 修議員に説明したところであります。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。村長の再出馬の意思と、当事業との関連については、今明確なお答えはいただけなかったと思います。

私はやはり村長が、もし選挙ということになれば次の村長になる可能性もあるわけですし、やはりそれまでには現政権といいますか村を引っ張っていつている責任上、何とかの意思表示というのは任期中にやるべきだと思いますし、村民もそれを期待していると思いますので、出馬ということをお示しをいただきたいと思います。

それから、当事業は40億円以上の大規模事業でありまして、発電プラント完成までも幾多のハードルを越えなければならないと思います。また、プラント完成が新たなスタートとなるわけでもあ

ります。多くの人材を雇用し、大量の木材を確保、搬入し続けなければなりません。そのためには、村民の理解と協力が不可欠であり、その大前提が村と村民の信頼関係であるということは、私再三述べさせていただいてまいりました。

改めて村長にお伺いします。今村民の総意は、米国企業中心の現体制でのバイオマス発電事業について、賛成している人が多いとお考えか、または反対している人が多いとお考えか、村長の感覚で結構です。そういうデータがないのは承知しておりますので、今まで村民の方ともいろいろお話しをされたと思いますけれども、その自分なりの現在村民はどういうふうにバイオマス事業を見ているかということについて、一言お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 今この木質バイオマス事業の遂行につきましていろいろと批判的に、あるいはそのことについて疑問に思われている声がある、このことは私は認識いたしております。しかしながら、量でそれを判断するというような材料は、今のところ持っておりませんので、過半数がそういう意見であるか、あるいは過半数が賛成の意見であるかというのは、私は現在のところ存じ上げてはおりません。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） もう1点、具体的な部分で恐縮ですけれども、残金の入金の関係でございます。仮に、今回12月10日に期待どおり入金があったとして、残りの9割の事業資金というのは今後事業の進捗とともに入金されることになると思いますけれども、9割の事業資金の入金について米国企業とはどのような契約、または約束になっているのか、概要で結構ですので一言いただければと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） その約束は、パワープラント関川とアメリカとの約束と思っておりますし、その約束が9割になるか、どのぐらいになるかというのを本当にパワープラントが存じているかどうか、それはわかりません。でありますので、したがって私も約束しているのかどうかということは、まだわかっておりません。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 先ほどと重複しますけれども、やはりこの1割のお金が入るかという話が出たから、もう既に1年を経過しているわけでありまして、この間マスコミが取り上げたり、村民有志、我々議員も非常に不安を抱いてきたところでありますので、やはりその点につきましても1割が入ってくればあとは事業とともに定期的に進捗状況、何%になったら幾らというようなものが普通なければならないものだと思いますし、そのあたりも先ほどのお願いと同時にやはり村長さん自身がやはり把握しておいていただけて、我々にお示しいただければと思います。

それでは、終わりにですけれども、私議員に就任以来、同僚議員初め当バイオマス事業の推進に疑問を抱いている方や、撤退すべきとの考えの方々と話し合う多くの機会がございました。その方々に共通するのは、村の将来を真剣に考えているということでもあります。その真剣さがパワープラント社への質問であったり、村当局への問い合わせという形で事業の推進体制とか事業のおくれ、発電システムに対する懸念や疑問の解明のために、皆さん大切な時間と労力を傾けていらっしゃるわけであります。決して、平田村長に反旗を翻したり、バイオマスを利用した発電事業そのものに異を唱えているわけではないのであります。現在進めている事業の推進体制や、発電システムに疑問や不安があるため、それを解消したい。そして、村の事業が村のためになるようにしたいとの思いが、行動の原動力となっているのだと思います。そして、自信を持ってこの関川村を次の世代へつなげていこうという、その思いの強い方々が行動を起こされているものであると感じております。

村長におかれまして、このことに誠意を持って応えていただきたいと思います。この事業の推進体制、発電システム、資金調達など、いま一度深く見つめなおして進むべき道筋を再検討いただければと思います。また、その結果を一刻も早く村民にはっきり示していただきたいと思います。このことを強くお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（近 良平君） これで一般質問を終わります。

3時15分まで休憩。

午後 3時01分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第5、委員長報告を行います。

初めに、産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君） 総務厚生、産業建設常任委員会調査報告書。

委員会を次のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 審査を行った日。平成28年10月17日、18日。

2. 参加者。

総務厚生常任委員会、高橋正之、高橋忠夫、鈴木万寿夫、近 良平。

産業建設常任委員会、菅原 修、伊藤敏哉、小澤 仁、平田 広。

随行者、議会事務局長、事務局主任。

3. 視察地及び調査事項。

(10月17日) 宮城県石巻市、東日本大震災からの復興状況と今後の災害対応について。

(10月18日) 宮城県涌谷町議会、通年議会の実施の経緯と今後の課題について。

4. 調査概要。

(1) 宮城県石巻市

対応者、ロマン海遊21、復興ボランティアガイド、高城氏。

経過

震災当時から現在までの復興状況と、津波被害からの対策等について説明を受けた。

調査の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波での死者は、不明者と関連死を含め3,976名であり、現在も捜索はされている。震災で発生した428万トンの瓦れきは、通常の処分方法では100年近く要するが、各県からの応援により5年が経過した今では全て撤去され、更地となっている。しかしながら、残された住宅のコンクリート基礎部分が、もともと多くの住宅地があり、住民がいたことを示唆していた。更地となった部分は、住宅が建設できない危険エリアとなっており、移転を余儀なくされているが、地価の高騰が著しく、被災者にとってはいまだ厳しいのが現状である。

日本製紙石巻工場は、社員1,300名の企業である。震災当時被災者がゼロ名であった。これは、普段から年1回津波を想定した避難訓練を実施していたことで、震災発生時も訓練どおり迅速に避難したことと、また家庭や貴重品を探しに行こうとした社員の移動を、責任者が一切認めなかったことが要因であった。

災害に強いまちづくりとして、津波避難ビルやタワーが各所に建設されていた。100名が3日間生存できる食料、毛布等が完備されたものであり、一定の震度が発生すると誰でも鍵が開けられる仕組みとしている。

防波堤・防潮堤等の工事が進められているが、完成にはまだしばらくの年月が必要な状況である。

まとめ

時と場所を選ばず、災害は発生する。年1回の避難訓練を実施しておくだけでも、いざというとき迅速な行動につながるものである。関川村でも、防災・減災の現状を確認し、不備な点を改善し、安全な村づくりを進める必要を感じた。

(2) 宮城県涌谷町議会

対応者、涌谷町議会議会運営委員会、議会事務局長、主事。

経過

議会事務局長から、通年議会と議会基本条例の制定までの経緯について説明を受け、その後議員会館で意見交換をした。

説明の概要

宮城県遠田郡涌谷町は、人口1万6,000人、議員定数は13人である。農業が主産業であり、ここ10年で2,000人近く減少している。平成20年から、涌谷町議会運営委員会を核として議会の活性化について考え、県外への視察や協議を重ね、その一環として試行期間を経て、平成26年から通年議会制を採用している。適時・適切な議会对応や災害時等の緊急時にも迅速な対応が可能となった。また、議会報告会の実施や、情報発信源として議会だよりのほかに一般質問の動画配信も実施している。今後は、インターネットを利用したライブ中継も検討しているとのことであった。

まとめ

議会の活動は、決して議員のためや一部の住民や職員のためではない。関川村の議会活性化を進める上でも、よりよい自治体とするために議会は何をしなければならないか、考えなければならない。

以上。

平成28年12月8日。

関川村議会総務厚生常任委員会委員長 伝 信男。

関川村議会産業建設常任委員会委員長 菅原 修。

関川村議会議長 近 良平様。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、総務厚生常任委員長から報告を求めます。委員長 伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会調査報告書。

委員会を次のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 視察を行った日。平成28年10月24日。

2. 出席者。

伝 信男、近 良平。

随行者、議会事務局長。

3. 視察先。

秋田県五城目町議会。

4. 視察の目的

議会におけるタブレット活用の取り組みについて。

5. 視察先の概要

五城目町は、人口9,481人、世帯数3,574世帯、議員定数14人、秋田県の北方30キロメートルに位置する農山村である。平成24年10月、議会改革調査特別委員会においてタブレット導入の必要性について提案があり、導入に向け取り組むこととなった。議場の中でスマートフォンやタブレットを使えるようにする目的で、平成26年3月定例会において議会会議規則の一部を改正している。

その後、町側もペーパーレス化や経費節減の観点から、例規集の電子化により簿冊を廃止し。インターネット回線から業務用ネットワークを完全分離させる必要性などから、全庁的にインターネットの利用をタブレットで行うこととなり、今年2月にWi-Fi環境を構築、導入環境の整備と運用に係る協議・勉強会が行われ、6月定例会からタブレットが導入された。議会では専門チームを立ち上げ、運用基準の作成やペーパーレス化の具体化について調査検討を行っているが、当面ペーパーと併用して活用するとのことである。

まとめ

当村議会においても、本会議や委員会の場におけるタブレット等の導入について課題となり、導入に向けては理事者と協議しながら調査研究を重ねる必要があると考える。

以上。

平成28年12月8日。

関川村議会総務厚生常任委員会委員長 伝 信男。

関川村議会議長 近 良平様。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第6号専決処分の報告についてであります。

村が構成員になっております一部事務組合の新潟県市町村総合事務組合の規約について、構成団体の変更及び規約改正をすることになり、地方自治法第180条により11月15日付で専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。これで報告を終わります。

日程第 7、議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8、議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第77号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第7、議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第12、議案第77号 関川村税条例の一部を改正する条例まで、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第72号から議案第76号までの5件についてであります。

この5議案は、議会議員、常勤特別職、一般職職員の給与及び報酬の改定についての条例改正であります。国は人事院の勧告に従い、既に給与などの法律の改正が成立しており、また県においても同様であります。よって、村におきましてもそれに準じ改正するものであります。

詳細は、給与関係を所轄する総務課長から説明をさせます。

議案第77号の条例改正は、村税に関するものであります。地方税法及び関連政令、省令の改正に伴って、村の条例を改正するものであります。

詳細は税務会計課長に説明をさせます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第72号から76号までの一部改正条例につきましては、今ほど村長のほうからお話がありましたとおり、人事院勧告に基づき県や近隣市の状況に準じて給料改定をするものでございます。

それでは、初めに議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第1条で本条例第5条第2項中12月に支給する期末手当の額を、現行「100分の165」を「100分の175を乗じて得た額」に改め、平成28年12月1日から適用するものです。

第2条では、平成29年4月1日以降の支給については、6月・12月の支給割合をそれぞれ「100分の155」「100分の170」とするものであります。

続きまして、議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議員報酬と同様に第1条では本条例第3条第2項中12月に支給する期末手当の額を、現行「100分の165」を「100分の175を乗じて得た額」に改め、平成28年12月1日から適用するものです。

第2条では、平成平成29年4月1日以降の支給につきましては、6月・12月の支給割合をそれぞれ「100分の155」「100分の170」とするものです。

次に、議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、第1条では本条例第17条第2項は、県に準じて文字の言い回しを改めるものであります。同条第1項中の「及び附則第5項第3号以下」の文言につきましては、項の削除に伴いまして削除するものであります。

次に、勤勉手当の支給額を、現行「100分の80」を「100分の90を乗じて得た額」とするものでございます。また、現在対象者はございませんが、再任用職員の勤勉手当につきましても、現行の「100分の37.5」を「100分の42.5を乗じて得た額」とするものであります。

行政職給料表につきましては、初任給の1,500円引き上げと若年層の同程度の引き上げを行うこととし、その他の者につきましてはおおむね400円程度の引き上げを行うものでございます。

第2条では、平成29年4月1日以降の勤勉手当につきまして、「100分の85を乗じて得た額」とするものでございます。また、再任用職員の勤勉手当につきましては、「100分の40を乗じて得た額」とするものでございます。

続きまして、議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、給料・手当等につきましては一般職員に準じて改定を行うというものでございます。給料表につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

最後に、議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、給料・手当につきましては一般職員に準じて改定を行うというものでござい

ます。給料表につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） 議案第77号をお願いいたします。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1 ページから22ページの上のほうまでであります。主な改正内容でございますけれども、大きく分けまして2つの項目の改正でございます。

1つは、株式に係る譲渡所得、分離課税の部分であります。2つ目といたしまして、確定申告の修正申告による延滞金の改正、この2つの部分でございます。下線の引かれた字句でありますけれども、法律改正に合わせて所要の規定を整備するというものでございます。

それから、最終ページ22ページから23ページまで、これは軽自動車税のグリーン化特例でございます。新しく購入した軽自動車は燃費性能に応じまして税金が軽減される制度でありまして、今年度限りとなっておりますけれども、特例措置が1年延長するものでございます。下線の引かれた字句でありますけれども、法律改正に合わせて所要の規定を整備するというものでございます。

参考資料を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第72号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第73号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第77号 関川村税条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第72号から議案第77号まで、以上6件は所管であります総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第13、議案第78号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第5号)

日程第14、議案第79号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)

○議長(近 良平君) 日程第13、議案第78号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第5号)、及び日程第14、議案第79号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第78号から議案第79号まで、平成28年度補正予算の2議案について一括してご説明をいたします。

議案第78号の平成28年度関川村一般会計補正予算(第5号)は、既定の予算総額に1億1,930万円を追加するものであります。今国会で成立いたしました景気対策を目的とした国の補正予算に伴って、村でも事業を行うことになりました。それを主体に、必要最小限の補正を行うものであります。詳細、総務課長に説明をさせます。

次に、議案第79号の平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)についてであります。

この詳細は、住民福祉課長に説明をさせます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(加藤善彦君) 議案第78号 平成28年度関川村一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,930万円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ52億390万円にするものでございます。

初めに、歳出につきましてご説明申し上げます。12ページをお開きください。

1款1項1目3節職員手当等につきましては、先ほど条例の一部改正でご説明申し上げました人事院勧告に伴い、職員給与、議員報酬の差額を4月1日、そして12月1日、それぞれにさかのぼって支給するものでございます。それぞれの款項目では説明を省略させていただきますが、全体としまして特別職といたしましては長等で14万5,000円、議員等で20万8,000円、それと一般職の給与費改定で348万8,000円の増となっております。

続きまして、11節需用費につきましては、議会だよりの印刷ページの増に伴いまして、印刷製本費を10万円増額するものでございます。

13ページをお開きください。7目の需用費は、八ツ口土沢地内の光ケーブル支障移転工事の増に伴うものでございます。歳入の雑入で、これに伴う209万円の補償料がでございます。

次に、2項1目13節地籍図等修正委託料は、当年度の所有権移転、そして分筆等の土地異動の増によるものと、聞出地区圃場整備、これの成果分の修正委託費の増でございます。

次に、14ページをごらんください。3項1目の委託料は、本人確認書裏書印字システム保守料の精算による減額でございます。

続きまして次のページ、15ページをお開きください。3款1項1目7節から19節は臨時福祉給付金、経済対策の給付事業、こちらのほうの実施に伴います予算を計上したものでございます。臨時福祉給付金事業は国の補助率が10分の10の事業で、1人当たり1万5,000円を住民税非課税者に支給するものでございます。

次に、4目23節償還金利子及び交付金につきましては、自立支援給付金の国庫負担金県支出金の精査によるものでございます。

次に、16ページの2項2目11節修繕料につきましては、大島保育園の給水管・ガスパ等の修繕とサッシの取りかえを行うものでございます。

続きまして、17ページをお開きください。5款1項1目14節使用料及び賃借料につきましては、農家台帳の帳票の修正を行うための経費の増額に伴うものでございます。

次に、18ページをごらんください。7目15節工事請負費は県単農業農村整備事業で、高田第二排水樋門改修工事の仮設経費、水のくみ上げ・除雪等の経費でございますが、こちらの増高分でございます。

19節負担金補助及び交付金の県営土地改良事業負担金、県営経営体育成基盤整備事業負担金は、女川圃場整備の村負担分、村が10%ということですので、こちらの村の負担金でございます。

次に、19ページをお開きください。2項2目19節負担金補助及び交付金は、林道専用道路宮の前

線開設のために、森林組合に補助をするものでございます。全体の事業費が1,602万円のうち、国の補助が1,110万円、残り増高の見込み分100万円を村で補助するというものでございます。

次に、20ページをごらんください。7款2項2目15節工事請負費は、国の補助予算がつきました関係で、消雪施設更新工事を行うのに伴いまして、村単で舗装補修工事を行うというものでございます。

3目15節の工事請負費は、国の補正予算がつき、社会資本交付金事業として消雪施設整備を行うものでございます。

次に、21ページをお開きください。5項1目11節の修繕料は、メゾン下関・上関住宅退去に伴う修繕を行うというものでございます。

9款1項3目8節の報償費は、学校運営協議会委員謝金20名分でございます。学校運営協議会は小学校と中学校に設置し、それぞれの学校の運営方針などについて地域や関係者などで協議するものです。これに伴い、学校評議員は平成28年で廃止し、この協議会に移行していくものでございます。

次に、22ページをごらんください。2項1目7節の賃金につきましては、臨時職員数の実績で当初より1名減となるということから、減額を行うものでございます。

11節の修繕料につきましては、窓ガラス・引き戸類・機具等の修繕を行うというものでございます。

3項1目11節の修繕料は、エアコン等の修繕費です。

次の、23ページをお開きください。4項3目13節委託料は、土沢ふれあい自然の家の校庭の刈れ松、これ1本を伐採するというものでございます。

24ページをごらんください。5項3目11節修繕料15万円につきましては、包丁・まな板・殺菌庫等の修繕費です。同じく修繕料42万円につきましては、温水器等の修繕費でございます。

次に、18節備品購入費は小学校の電気式フライヤー不良につきまして、買い換えを行うというものでございます。

次の25ページ、26ページ、27ページにつきましては、給料等の明細ということで、先ほど大まかな説明をさせていただきましたが、25ページにつきましては特別職の明細ということで、比較の右下のほうを見ていただいて、先ほど申し上げましたけれども長等で14万5,000円、議員等で20万8,000円、合計35万3,000円が増となるといったようなものでございます。26ページにつきましては、一般職の職員のトータルで、給与関係についても比較欄の給料73万7,000円、そして職員手当275万1,000円、合計348万8,000円が増となるということでございます。はぐりまして、27ページにその内訳がございます。この中で、給料のその他の増減分という欄がございますが、これにつきましては職員の中で育児休暇、これについては無給です。育児休暇から産前産後休暇に切り変わったもの、

産前産後になりますと有給ということになりますので、そちらに切り変わったものと、休職中の者については一部減額というようなことで、これらの者について手当を計上したものです。21万円になります。それと、職員手当のほうで、同じくその他の増減分マイナス6万9,000円とございますが、これにつきましては育児休暇と休職分を減額しまして、時間外のほうで不足が生じておりますので、そちらを追加して計上した額でございます。

その下の地方債につきましては、後ほど見ていただければと思います。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

第2表「債務負担行為」は、9月21日開催の議会で議決いただきました村民会館向いの土地について、社会福祉センター施設整備並びに駐車場整備の測量設計業務委託料を新たに債務負担行為とするものでございます。

8ページをごらんください。第3表「地方債補正」につきましては、国の予算補正に伴い消雪施設整備事業と県営経営体育成基盤整備事業、女川の圃場整備事業になりますが、こちらのほうの限度額を追加するものでございます。また、2の補正につきましては、観光防災Wi-Fi整備事業と消防積載車更新事業の精算により変更するものでございます。

はぐりまして、9ページをお開きください。9款1項1目普通地方交付税につきましては、財源の充当ということでございます。

13款2項1目の補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業実施のための国庫補助金でございます。

5目の土木費国庫補助金は、国の補正予算の追加に伴いまして道路橋梁整備事業費、それに充てる国庫補助金でございます。補助率は60%ということです。

7目遺跡発掘調査国庫補助金は、事業費の精査による減です。補助率は50%でございます。

次に、10ページの14款2項4目農業費県補助金は、女川圃場整備事業への県の補助金でございます。

7目遺跡発掘調査県補助金は、事業費の精査の精査によります減でございます。

次に、19款6項2目雑入は、光ケーブルの先ほど申し上げました支障移転の補償費でございます。

はぐりまして、11ページをお開きください。20款1項1目観光防災Wi-Fiステーション整備事業債は、国庫補助金の減による起債額の増でございます。

4目県営経営体育成基盤整備事業債は、女川圃場整備事業費の増に伴う起債の増でございます。

6目消雪施設整備事業債は、国の補正予算に伴う事業追加による起債額の増でございます。

7目消防積載車更新事業債は、実績による増でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） お諮りいたします。

本日の日程並びに追加日程終了まで、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。よって、会議時間は延長されます。

じゃあ、お願いします。

○住民福祉課長(中東正子君) それでは、議案第79号 平成28年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,280万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。305ページをごらんください。

給料のほうでございますが、今回の給与改定と2人の職員の育児休業から復職による昇級の増でございまして、その下の心電計リース料12万円でございますが、現在の心電計は平成16年から使用しておりまして、12年経過しております。部品の製造が本年度中で終了しております。そのため、メンテナンスサポートを受けられないことから、リース契約をさせていただくものでございます。

続いて、前のページの歳入をごらんください。

支出額50万円の増額補正に伴う基金繰り入れの増額補正とするものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わらせていただきます。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第78号の質疑を許します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第79号の質疑を許します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第78号は産業建設常任委員会へ、議案第79号は所管であります総務厚生常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第10、同意第2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(近 良平君) 日程第10、同意第2号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 同意第2号は、関川村教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いします

るものであります。

現職であります辰田新の山口良明さんが、平成29年1月3日をもって4年の任期が満了となります。引き続き選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、文部科学省の指導によりまして、教育委員4人が毎年1人ずつ改選できるように任期を調整しなければならないために、山口良明さんの今回の任期は来年の1月4日から再来年、平成30年3月31日までとさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、同意第2号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時55分 休 憩

午後 3時56分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま菅原議員ほか全員から、発議案第1号 関川村における高病原性鳥インフルエンザに係る防疫活動に対する感謝決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、発議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号 関川村における高病原性鳥インフルエンザに係る防疫活動に対する感謝
決議

○議長(近 良平君) 発議案第1号を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。菅原 修さん。

○8番(菅原 修君) 提出者、菅原 修君による説明があった。

○議長(近 良平君) お諮りいたします。

本案を直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。発議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は12月15日午後3時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後4時01分 散 会